

平成 29 年

奈良市議会 12 月定例会  
提 出 議 案

奈 良 市

## 目 次

奈良市報告第 60 号	市長専決処分の報告について……………	1
〳 第 61 号	市長専決処分の報告について……………	15
〳 第 62 号	市長専決処分の報告について……………	17
〳 第 63 号	市長専決処分の報告について……………	19
奈良市議案第 98 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	21
〳 第 99 号	平成 29 年度奈良市水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	34
〳 第 100 号	平成 29 年度奈良市下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	54
〳 第 101 号	奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について……………	71
〳 第 102 号	奈良市立こども園設置条例等の一部改正について……………	73
〳 第 103 号	奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について……………	75
〳 第 104 号	奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について……………	76
〳 第 105 号	奈良市都市公園条例及び奈良市行政財産使用料条例の一部改正について……………	77
〳 第 106 号	工事請負契約の締結について……………	78
〳 第 107 号	訴えの提起について……………	85
〳 第 108 号	反訴の提起について……………	87
〳 第 109 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	88
〳 第 110 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	89
〳 第 111 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	90
〳 第 112 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	92
〳 第 113 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	93
〳 第 114 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	94
〳 第 115 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	95
〳 第 116 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	96
〳 第 117 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	97





奈良市議案第182号	公の施設の指定管理者の指定について……………	166
〳 第183号	公の施設の指定管理者の指定について……………	167
〳 第184号	公の施設の指定管理者の指定について……………	168
〳 第185号	公の施設の指定管理者の指定について……………	169
〳 第186号	公の施設の指定管理者の指定について……………	170
〳 第187号	公の施設の指定管理者の指定について……………	171
〳 第188号	公の施設の指定管理者の指定について……………	172
〳 第189号	公の施設の指定管理者の指定について……………	173
〳 第190号	教育委員会の委員の任命について……………	174
〳 第191号	公平委員会の委員の選任について……………	176
〳 第192号	平成29年度奈良市一般会計補正予算（第5号）……………	178
〳 第193号	平成29年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）……………	187
〳 第194号	平成29年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正 予算（第1号）……………	189
〳 第195号	平成29年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 2号）……………	191

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成29年度奈良市一般会計補正予算（第3号）

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成29年9月29日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 平成29年度奈良市一般会計補正予算（第3号）

## 平成29年度奈良市一般会計 補正予算（第3号）

平成29年度奈良市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ143,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,207,502千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		千円 23,432,978	千円 20,000	千円 23,452,978
	3. 国庫委託金	143,889	20,000	163,889
16. 県支出金		7,744,996	123,000	7,867,996
	3. 県委託金	69,665	123,000	192,665
歳入合計		128,064,502	143,000	128,207,502

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		千円 14,042,020	千円 123,000	千円 14,165,020
	5. 選挙費	329,188	123,000	452,188
11. 教育費		10,897,090	20,000	10,917,090
	1. 教育総務費	2,516,313	20,000	2,536,313
歳出合計		128,064,502	143,000	128,207,502

1. 一般会計  
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第3号)

1. 総括

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	23,432,978	20,000	23,452,978
16 県支出金	7,744,996	123,000	7,867,996
歳 入 合 計	128,064,502	143,000	128,207,502

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	14,042,020	123,000	14,165,020	123,000			-
11 教育費	10,897,090	20,000	10,917,090	20,000			-
歳出合計	128,064,502	143,000	128,207,502	143,000			-

2. 歳入

第15款 国庫支出金

第3項 国庫委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
5 教育費国庫委託金	5,793	20,000	25,793	1 教育振興費委託金	20,000	次世代学校支援モデル構築事業委託金
計	143,889	20,000	163,889			

第15款 国庫支出金

第16款 県支出金

第3項 県委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費県委託金	32,990	123,000	155,990	2 衆議院議員選挙費委託金	123,000	衆議院議員選挙費委託金	
計	69,665	123,000	192,665				

第16款 県支出金

3. 歳出  
第2款 総務費

第5項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 衆議院議員選挙費	—	123,000	123,000	特定財源 123,000 (内訳) 県支出金	1 報酬	5,994	衆議院議員選挙経費
					3 職員手当等	31,662	
					7 賃金	9,894	
					8 報償費	597	
					11 需用費	5,093	
					12 役務費	26,683	
					13 委託料	25,820	
					14 使用料及び賃借料	9,453	
					16 原材料費	20	
					18 備品購入費	7,784	
計	329,188	123,000	452,188	特定財源 123,000 一般財源			

第2款 総務費

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 教育振興費	980,675	20,000	1,000,675	20,000 特定財源	8 報償費	90	学校ICT推進経費
				(内訳) 国庫支出金	9 旅費	885	
				20,000	11 需用費	189	
					13 委託料	18,836	
計	2,516,313	20,000	2,536,313	特定財源 一般財源			

第11款 教育費

## 4. 給与費明細書

### 1. 一般職

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与		共済費	合計	備考
		給料	職員手当			
補正後	2,464 [330]	10,036,369	9,744,585	3,674,973	23,455,927	
補正前	2,464 [330]	10,036,369	9,712,923	3,674,973	23,424,265	
比較			31,662		31,662	

[ ]は再任用職員の外数

区分	超過勤務手当
職員手当の内訳	
補正後	844,343
補正前	812,681
比較	31,662

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
職員手当	31,662	衆議院議員選挙費 31,662	超過勤務手当 31,662	

上記以外の非常勤特別職の報酬

款	名 称	補 正 前		補 正 後	
		人 員	予 算 額 千円	人 員	予 算 額 千円
総 務 費	選 挙 執 行 関 係 人	458	4,989	1,018	10,983
合	計	2,867	123,296	3,427	129,290

一 般 会 計 款 別 性 質 別 経 費 総 括 表

(単位:千円)

款 性質区分	総 務 費	教 育 費	合 計
人 件 費	37,656		37,656
物 件 費	84,747	19,910	104,657
補 助 費 等	597	90	687
計	123,000	20,000	143,000

物件費の内訳表

附表 1

(単位:千円)

節 計 会 及 び 款	賃	金	旅	費	需	用	費	細 節					役	通	信	細 節		使	原	備	品	計	
								消	燃	食	印	刷				繕	手						数
総	9,894	5,093	5,093	1,906	50	1,531	1,056	550	26,683	21,870	4,813	25,820	9,453	20	7,784	84,747							
教		885	189				189										18,836						19,910
一	9,894	5,282	885	1,906	50	1,531	1,245	550	26,683	21,870	4,813	44,656	9,453	20	7,784	104,657							

その他経費の内訳表

附表 2

(単位:千円)

節 計 会 及 び 款	報	酬	報	償	計
総	5,994	597	6,591		
教		90	90		
一	5,994	687	6,681		

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成29年10月24日

奈良市長 仲川元庸

## 記

### 和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年6月28日午前9時5分頃、大和郡山市下三橋町地内において発生した、本市業務に使用した奈良市社会福祉協議会所有の軽自動車相手方の普通自動車に接触し損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 257,256円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成29年10月31日

奈良市長 仲川元庸

## 記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年9月26日午前11時40分頃、奈良市左京六丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方のトラックと接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 10,692円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成29年11月8日

奈良市長 仲川元庸

### 記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年10月10日午後6時30分頃、奈良市八条町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 23,634円

市長専決処分の報告及び承認を  
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成29年度奈良市一般会計補正予算（第4号）

# 市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成29年11月9日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 平成29年度奈良市一般会計補正予算（第4号）

## 平成29年度奈良市一般会計 補正予算（第4号）

平成29年度奈良市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ103,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,310,502千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 繰越金		千円 396,704	千円 7,500	千円 404,204
	1. 繰越金	396,704	7,500	404,204
22. 市債		12,255,200	95,500	12,350,700
	1. 市債	12,255,200	95,500	12,350,700
歳入合計		128,207,502	103,000	128,310,502

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 災害復旧費		千円 45,819	千円 103,000	千円 148,819
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	13,819	15,000	28,819
	2. 土木施設 災害復旧費	32,000	73,000	105,000
	3. 教育施設 災害復旧費	-	15,000	15,000
歳出合計		128,207,502	103,000	128,310,502

第2表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
災害復旧事業	千円 35,200	千円 130,700
計	12,255,200	12,350,700

1. 一般会計  
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第4号)

1. 総括

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20 繰越金	396,704	7,500	404,204
22 市債	12,255,200	95,500	12,350,700
歳 入 合 計	128,207,502	103,000	128,310,502

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
12 災害復旧費	45,819	103,000	148,819		95,500	7,500
歳出合計	128,207,502	103,000	128,310,502		95,500	7,500
				一般財源内訳	繰越金	7,500

2. 歳入

第20款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	396,704	7,500	404,204	1 繰越金	7,500	歳計剰余繰越金	
計	396,704	7,500	404,204				

第20款 繰越金

第22款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
10 災害復旧債	35,200	95,500	130,700	1 災害復旧事業債	95,500	農林業用施設災害復旧事業債 土木施設災害復旧事業債 教育施設災害復旧事業債	7,500 73,000 15,000
計	12,255,200	95,500	12,350,700				

第22款 市債

3. 歳出  
第12款 災害復旧費

第1項 農林水産業施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農林業用施設 災害復旧事業 費	13,819	15,000	28,819	特定財源 (内訳) 市債 一般財源	13 委託料	15,000	農地災害復旧事業 農業用施設災害復旧事業
計	13,819	15,000	28,819	特定財源 一般財源			7,500 7,500

第12款 災害復旧費

第12款 災害復旧費

第2項 土木施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 土木施設災害 復旧事業費	32,000	73,000	105,000	73,000 特定財源 (内訳) 市債 73,000	13 委託料	73,000	道路災害復旧単独事業
計	32,000	73,000	105,000	73,000 特定財源 一般財源			

第12款 災害復旧費

第12款 災害復旧費

第3項 教育施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 教育施設災害 復旧事業費	—	15,000	15,000	特定財源 (内訳) 市債 15,000	13 委託料	15,000	教育施設災害復旧事業
計	—	15,000	15,000	特定財源 一般財源 15,000 0			

第12款 災害復旧費

(2) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

( 単位 千円 )

区 分	補 正 前		補 正 後	
	当該年度中増減見込み		当該年度中増減見込み	
	当起	当該年度見込額	当起	当該年度見込額
2. 災害復旧債	35,200	144,185	130,700	239,685
(1) 土 木	32,000	133,832	105,000	206,832
(2) そ の 他	3,200	10,353	25,700	32,853
合 計	12,255,200	202,055,452	12,350,700	202,150,952

一般会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

性質区分	款	災害復旧費	合計
投資的経費		103,000	103,000
災害復旧事業		103,000	103,000
単	独	103,000	103,000
計		103,000	103,000

投資的経費一覧表

(単位:千円)

款	補単	事業名	予算額	財源内訳				概要説明	
				国	県	地方債	その他		一般
災害復旧費			103,000			95,500		7,500	
	単	農林業災害復旧施設	15,000			7,500		7,500	農地、農業用施設
	単	土木施設災害復旧事業	73,000			73,000		-	道路
	単	教育施設災害復旧事業	15,000			15,000		-	中学校
一般	合計		103,000			95,500		7,500	

平成29年度奈良市水道事業会計  
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度奈良市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	8,841,000千円	△75,155千円	8,765,845千円
第1項 営業費用	8,204,491千円	△75,155千円	8,129,336千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,173,000千円」を「不足する額2,177,730千円」に、「過年度分損益勘定留保資金576,586千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,022,358千円」に、「当年度分損益勘定留保資金1,536,828千円」を「当年度分損益勘定留保資金1,095,786千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	4,133,000千円	4,730千円	4,137,730千円
第1項 建設改良費	2,271,593千円	4,730千円	2,276,323千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	1,643,024千円	△70,425千円	1,572,599千円

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

## 附 属 書 類

1. 平成29年度 奈良市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 平成29年度 奈良市水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書（第1号）
3. 平成29年度 奈良市水道事業給与費明細書（第1号）
4. 平成29年度 奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第1号）
5. 平成29年度 奈良市水道事業会計補正予算（第1号）参考書

平成29年度奈良市水道事業会計  
補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費用			8,841,000	△ 75,155	8,765,845	
	1. 営業費用		8,204,491	△ 75,155	8,129,336	
		1. 原水及び浄水費	2,366,395	△ 28,926	2,337,469	
		2. 配水費	404,287	△ 4,218	400,069	
		3. 給水費	196,149	△ 19,232	176,917	
		4. 施設管理費	508,331	△ 120,254	388,077	
		5. 受託工事費	18,666	5,695	24,361	
		6. 業務費	341,088	△ 2,849	338,239	
		7. 総係費	856,225	49,794	906,019	
		8. 東部管理費	19,447	46,816	66,263	
		9. 都祁管理費	121,234	△ 2,097	119,137	
		10. 月ヶ瀬管理費	47,573	116	47,689	

資 本 的 収 入 及 び 支 出  
支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			4,133,000	4,730	4,137,730	
	1. 建設改良費		2,271,593	4,730	2,276,323	
		1. 配水施設整備費	253,688	△120	253,568	
		2. 配水施設費	100,894	202	101,096	
		3. 施 設 費	976,417	△1,993	974,424	
		4. 配水施設改良費	811,878	1,932	813,810	
		5. 受託配水管改良費	84,943	4,709	89,652	

平成29年度奈良市水道事業補正予定  
キャッシュ・フロー計算書（第1号）  
（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益（△は純損失）	333,253	
減価償却費	3,100,545	
引当金の増減額（△は減少）	△ 43,750	
長期前受金戻入額	△ 1,339,363	
受取利息	△ 300	
支払利息	266,675	
ダム負担金利息	102,909	
固定資産除却損	224,054	
未収金の増減額（△は増加）	△ 19,819	
未収消費税等の増減額（△は増加）	17,725	
前払金の増減額（△は増加）	27,854	
未払金の増減額（△は減少）	162,537	
未払消費税等の増減額（△は減少）	△ 8,644	
その他流動資産の増減額（△は増加）	17	
小計	2,823,693	
利息の受取額	300	
利息の支払額	△ 369,584	
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,454,409	
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 2,301,107	
負担金による収入	549,883	
分担金による収入	238,542	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,512,682	
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
一時借入れによる収入	504,000	
一時借入金の返済による支出	△ 504,000	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,122,200	
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,075,431	
長期割賦金の償還による支出	△ 700,652	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 653,883	
資金増加額	287,844	
資金期首残高	4,508,173	
資金期末残高	4,796,017	

平成29年度奈良市水道事業給与費明細書（第1号）

1. 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特別職	一般職	給 料	手 当	報 酬	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	1	124 [22]	559,585	541,319		1,100,904	1,306,148
	資本勘定支弁職員		31	121,567	98,986		220,553	266,451
	合 計	1	155 [22]	681,152	640,305		1,321,457	1,572,599
補 正 前	損益勘定支弁職員	1	129 [27]	589,291	572,127		1,161,418	1,381,303
	資本勘定支弁職員		30	119,711	96,754		216,465	261,721
	合 計	1	159 [27]	709,002	668,881		1,377,883	1,643,024
比 較	損益勘定支弁職員		△ 5 [△ 5]	△ 29,706	△ 30,808		△ 60,514	△ 75,155
	資本勘定支弁職員		1	1,856	2,232		4,088	642
	合 計		△ 4 [△ 5]	△ 27,850	△ 28,576		△ 56,426	△ 13,999
								△ 70,425

[ ] は再任用職員の外数

(単位：千円)

区分	初任給	管理職	扶養	地域	住居	通勤	特殊勤務	時間外勤務	期末	勤勉	管理職員 特別勤務	特例 一時金	児童	退職 給付費
補正後		33,381	24,378	74,017	9,916	22,719	260	57,609	183,412	115,826	250		15,525	103,012
補正前		32,749	24,240	76,629	12,504	24,707	269	63,581	185,744	118,057	335		17,305	112,761
比較		632	138	△ 2,612	△ 2,588	△ 1,988	△ 9	△ 5,972	△ 2,332	△ 2,231	△ 85		△ 1,780	△ 9,749

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	△ 27,850	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 27,850	
手 当	△ 28,576	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 28,576	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一 般 職
平均給料月額 (円)	332,992
平成29年10月1日現在 平均給与月額 (円)	442,711
平 均 年 齢 (歳)	42.42
平均給料月額 (円)	332,191
平成29年1月1日現在 平均給与月額 (円)	427,462
平 均 年 齢 (歳)	41.80

(2) 初任給

区 分	一 般 職 (円)	一般会計の制度 (円)
平成29年1月1日	高 校 卒	同 左
	短 大 卒	
	大 学 卒	
	150,500	
	161,700	
	184,800	

(3) 級別職員数 [ ] は再任用職員の職員数及び構成比 (単位：人・%)

区分	一般職		
	級	職員数	構成比
平成29年10月1日現在	1	4	2.6
	2	22	14.2
	3	45 〔22〕	29.0 〔100.0〕
	4	39	25.2
	5	26	16.8
	6	4	2.6
	7	10	6.4
	8	2	1.3
	9	3	1.9
	10		
	計	155 〔22〕	100.0 〔100.0〕
平成29年1月1日現在	1	6	3.8
	2	28	17.6
	3	15 〔25〕	9.4 〔100.0〕
	4	28	17.6
	5	38	23.9
	6	25	15.7
	7	6	3.8
	8	11	6.9
	9	2	1.3
	10		
	計	159 〔25〕	100.0 〔100.0〕

(級別の標準的な職務内容)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	事務職員 技術職員	主 事	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

(4) 昇給

区 分		一 般 職	
補 正 後	職 員 数	(A) (人)	1 5 5
	昇給に係る職員数	1号給 (人)	1 0 2
		2号給 (人)	1
		3号給 (人)	5
		4号給 (人)	9 6
比 率(B) / (A)	(%)	6 5 . 8	
補 正 前	職 員 数	(A) (人)	1 5 9
	昇給に係る職員数	1号給 (人)	1 4 7
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	1 0
		4号給 (人)	1 3 7
比 率(B) / (A)	(%)	9 2 . 5	

(5) 特殊勤務手当

区 分	一 般 職	
	区 分	職
給料総額に対する比率	(%)	0.04
支給対象職員の比率 (平成29年10月1日現在)	(%)	37.42
代表的な特殊勤務手当の名称		現場処理事業手当、有害物等取扱業務手当

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	2.075 〔1.050〕	2.225 〔1.200〕	4.30 〔2.25〕	有	
補 正 前	2.075 〔1.050〕	2.225 〔1.200〕	4.30 〔2.25〕	有	
一般会計の制度	2.075 〔1.050〕	2.225 〔1.200〕	4.30 〔2.25〕	有	

〔 〕 は再任用職員の支給率

(7) 定年退職及び定年前早期退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同 じ					

(8) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	
地域手当	同 じ	
住居手当	同 じ	
通勤手当	同 じ	

# 平成29年度奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第1号）

（平成30年3月31日）

（単位：千円）

		資 産 の 部	
1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ	土 地		4,141,893
ロ	建 物	4,587,039	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 1,957,482	2,629,557
ハ	構 築 物	86,620,463	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 42,380,596	44,239,867
ニ	機 械 及 び 装 置	18,650,987	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 14,010,742	4,640,245
ホ	車 両 運 搬 具	101,382	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 73,659	27,723
ヘ	器 具 備 品	165,968	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 116,312	49,656
ト	建 設 仮 勘 定		222,635
	有 形 固 定 資 産 合 計		55,951,576
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ	ダ ム 使 用 権		20,311,558
ロ	水 利 権		95,469
ハ	そ の 他 無 形 固 定 資 産		1,309,177
	無 形 固 定 資 産 合 計		21,716,204
(3) 投 資			
イ	出 資 金		3,175
	投 資 合 計		3,175
	固 定 資 産 合 計		77,670,955
2. 流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		4,796,017
(2)	未 収 金	761,807	
	貸 倒 引 当 金	△ 49,888	711,919
(3)	貯 蔵 品		29,910
(4)	そ の 他 流 動 資 産		1,106
	流 動 資 産 合 計		5,538,952
	資 産 合 計		83,209,907

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>15,223,039</u>		
企業債合計		15,223,039	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	<u>1,181,750</u>		
引当金合計		1,181,750	
(3) 長期未払割賦金		<u>1,847,392</u>	
固定負債合計			18,252,181
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>1,032,277</u>		
企業債合計		1,032,277	
(2) ダム割賦負担金		573,886	
(3) 未払金		393,732	
(4) 前受金		21,509	
(5) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>113,059</u>		
引当金合計		113,059	
(6) 預り金		<u>381,737</u>	
流動負債合計			2,516,200
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金	51,508,626		
(2) 収益化累計額	<u>△ 21,910,200</u>	<u>29,598,426</u>	
繰延収益合計			<u>29,598,426</u>
負債合計			<u>50,366,807</u>

資 本 の 部

6. 資 本 金		11,682,951
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	1,364,952	
ロ 諸 補 助 金	106,602	
ハ 分 担 金	5,401,638	
ニ 負 担 金 そ の 他 諸 収 入	<u>11,743,704</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		18,616,896
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	700,000	
ロ 水 道 老 朽 施 設 更 新 積 立 金	1,700,000	
ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>143,253</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>2,543,253</u>
剰 余 金 合 計		<u>21,160,149</u>
資 本 合 計		<u>32,843,100</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>83,209,907</u></u>

平成29年度奈良市水道事業会計  
補正予算（第1号）参考書

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業 費 用				8,841,000	△ 75,155	8,765,845	
	1. 営業費用			8,204,491	△ 75,155	8,129,336	
		1. 原水及び 浄水費		2,366,395	△ 28,926	2,337,469	
			(1) 給 料	99,880	△ 11,077	88,803	
			(2) 手 当	58,409	△ 9,519	48,890	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	16,845	△ 2,235	14,610	
			(6) 法定福利費	35,208	△ 6,095	29,113	
		2. 配水費		404,287	△ 4,218	400,069	
			(1) 給 料	39,893	△ 962	38,931	
			(2) 手 当	27,698	△ 1,955	25,743	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	6,602	△ 420	6,182	
			(6) 法定福利費	13,895	△ 881	13,014	
		3. 給水費		196,149	△ 19,232	176,917	
			(1) 給 料	60,988	△ 9,197	51,791	
			(2) 手 当	35,056	△ 5,596	29,460	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	9,378	△ 1,511	7,867	
			(6) 法定福利費	19,817	△ 2,928	16,889	

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
		4. 施設管理費		508,331	△ 120,254	388,077	
			(1) 給料	136,637	△ 59,639	76,998	
			(2) 手当	77,593	△ 31,438	46,155	
			(3) 賞与引当金繰入額	21,777	△ 8,986	12,791	
			(6) 法定福利費	45,973	△ 20,191	25,782	
		5. 受託工事費		18,666	5,695	24,361	
			(1) 給料	6,616	2,768	9,384	
			(2) 手当	4,528	1,693	6,221	
			(3) 賞与引当金繰入額	1,098	561	1,659	
			(6) 法定福利費	2,547	673	3,220	
		6. 業務費		341,088	△ 2,849	338,239	
			(1) 給料	25,762	△ 1,045	24,717	
			(2) 手当	17,920	△ 1,096	16,824	
			(3) 賞与引当金繰入額	3,485	△ 78	3,407	
			(6) 法定福利費	8,210	△ 630	7,580	
		7. 総係費		856,225	49,794	906,019	
			(1) 給料	207,985	29,001	236,986	
			(2) 手当	148,463	15,752	164,215	
			(3) 賞与引当金繰入額	34,161	5,399	39,560	
			(6) 法定福利費	74,460	9,391	83,851	
			(8) 退職給付費	112,761	△ 9,749	103,012	
		8. 東部管理費		19,447	46,816	66,263	
			(1) 給料	-	21,350	21,350	
			(2) 手当	-	14,454	14,454	
			(3) 賞与引当金繰入額	-	3,688	3,688	
			(6) 法定福利費	-	7,324	7,324	

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
		9. 都祁管理費		121,234	△ 2,097	119,137	
			(1) 給料	6,898	△ 904	5,994	
			(2) 手当	5,076	△ 536	4,540	
			(3) 賞与引当金繰入額	1,077	△ 73	1,004	
			(6) 法定福利費	2,692	△ 584	2,108	
		10. 月ヶ瀬 管理費		47,573	116	47,689	
			(1) 給料	4,632	△ 1	4,631	
			(2) 手当	4,500	256	4,756	
			(6) 法定福利費	1,960	△ 139	1,821	

資 本 的 収 入 及 び 支 出  
支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的 支出				4,133,000	4,730	4,137,730	
	1. 建設 改良費			2,271,593	4,730	2,276,323	
		1. 配水施設 整備費		253,688	△ 120	253,568	
			(1) 給料	7,221	46	7,267	
			(2) 手当	3,823	△ 38	3,785	
			(3) 賞与引当金繰入額	1,179	2	1,181	
			(6) 法定福利費	2,575	△ 130	2,445	

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
		2.配水施設費		100,894	202	101,096	
		(1)給 料		30,235	157	30,392	
		(2)手 当		21,698	△ 121	21,577	
		(3)賞与引当金 繰入額		5,474	178	5,652	
		(6)法定福利費		10,605	△ 12	10,593	
		3.施 設 費		976,417	△ 1,993	974,424	
		(1)給 料		13,743	△ 743	13,000	
		(2)手 当		9,454	△ 690	8,764	
		(3)賞与引当金 繰入額		2,208	△ 140	2,068	
		(6)法定福利費		5,127	△ 420	4,707	
		4.配水施設 改良費		811,878	1,932	813,810	
		(1)給 料		57,795	522	58,317	
		(2)手 当		36,330	703	37,033	
		(3)賞与引当金 繰入額		10,143	163	10,306	
		(6)法定福利費		19,710	544	20,254	
		5.受託配水管 改良費		84,943	4,709	89,652	
		(1)給 料		10,717	1,874	12,591	
		(2)手 当		7,985	1,804	9,789	
		(3)賞与引当金 繰入額		1,776	485	2,261	
		(6)法定福利費		3,923	546	4,469	

平成29年度奈良市下水道事業会計  
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度奈良市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 下水道事業費用	8,040,000千円	18,255千円	8,058,255千円
第1項 営業費用	7,213,757千円	18,255千円	7,232,012千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額897,000千円」を「不足する額897,602千円」に、「過年度分損益勘定留保資金405,704千円」を「過年度分損益勘定留保資金498,597千円」に、「当年度分損益勘定留保資金491,296千円」を「当年度分損益勘定留保資金399,005千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	4,432,000千円	602千円	4,432,602千円
第1項 建設改良費	920,272千円	602千円	920,874千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	220,977千円	18,857千円	239,834千円

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

## 附 属 書 類

1. 平成29年度 奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 平成29年度 奈良市下水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書（第1号）
3. 平成29年度 奈良市下水道事業給与費明細書（第1号）
4. 平成29年度 奈良市下水道事業補正予定貸借対照表（第1号）
5. 平成29年度 奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）参考書

平成29年度奈良市下水道事業会計  
補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業費用			8,040,000	18,255	8,058,255	
	1. 営業費用		7,213,757	18,255	7,232,012	
		1. 管 渠 費	166,926	24,946	191,872	
		4. 普及指導費	71,623	2,058	73,681	
		6. 総 係 費	205,560	△ 8,749	196,811	

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			4,432,000	602	4,432,602	
	1. 建設改良費		920,272	602	920,874	
		1. 管渠建設費	341,474	602	342,076	

平成29年度奈良市下水道事業補正予定  
キャッシュ・フロー計算書（第1号）  
（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益（△は純損失）	△ 718,551	
減価償却費	3,949,221	
引当金の増減額（△は減少）	8,549	
長期前受金戻入額	△ 2,353,532	
支払利息	646,699	
固定資産除却損	402	
未収金の増減額（△は増加）	△ 307	
未収消費税等の増減額（△は増加）	△ 5,319	
前払金の増減額（△は増加）	22,150	
未払金の増減額（△は減少）	1,904	
未払消費税等の増減額（△は減少）	△ 4,147	
預り金の増減額（△は減少）	△ 4,574	
小計	1,542,495	
利息の支払額	△ 646,699	
業務活動によるキャッシュ・フロー	895,796	
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 645,596	
無形固定資産の取得による支出	△ 251,332	
国庫補助金等による収入	158,512	
受益者負担金等による収入	28,924	
一般会計からの繰入金による収入	1,356,714	
投資活動によるキャッシュ・フロー	647,222	
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
一時借入れによる収入	1,000,000	
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,909,200	
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,508,869	
リース債務の返済による支出	△ 1,859	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,601,528	
資金減少額	58,510	
資金期首残高	98,530	
資金期末残高	40,020	

平成29年度奈良市下水道事業給与費明細書（第1号）

1. 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特別職	一般職	給 料	手 当	報 酬	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	16 [6]	78,525	70,278		148,803	28,180	176,983
	資本勘定支弁職員	7	29,033	23,028		52,061	10,790	62,851
	合 計	23 [6]	107,558	93,306		200,864	38,970	239,834
補 正 前	損益勘定支弁職員	16 [2]	69,036	63,440		132,476	26,252	158,728
	資本勘定支弁職員	7	29,410	21,577		50,987	11,262	62,249
	合 計	23 [2]	98,446	85,017		183,463	37,514	220,977
比 較	損益勘定支弁職員	[4]	9,489	6,838		16,327	1,928	18,255
	資本勘定支弁職員		△ 377	1,451		1,074	△ 472	602
	合 計	[4]	9,112	8,289		17,401	1,456	18,857

[ ] は再任用職員の外数

(単位：千円)

区分	初任給	管理職	扶養	地域	住居	通勤	特殊勤務	時間外勤務	期末	勤勉	管理職員 特別勤務	特例 一時金	児童	退職 給付費
補正後		4,360	4,044	11,632	1,394	3,270	60	6,731	31,004	19,589	51		2,180	8,991
補正前		3,999	3,408	10,589	1,132	2,764	0	6,731	26,238	16,989	60		1,910	11,197
比較		361	636	1,043	262	506	60	0	4,766	2,600	△ 9		270	△ 2,206

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	9,112	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	9,112	
手 当	8,289	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	8,289	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一 般 職
平均給料月額 (円)	328,704
平成29年10月1日現在 平均給与月額 (円)	436,104
平 均 年 齢 (歳)	41.75
平均給料月額 (円)	335,694
平成29年1月1日現在 平均給与月額 (円)	436,523
平 均 年 齢 (歳)	42.40

(2) 初 任 給

区 分	一 般 職 (円)	一般会計の制度 (円)
平成29年1月1日	高 校 卒	同 左
	短 大 卒	
	大 学 卒	
	150,500	
	161,700	
	184,800	

(3) 級別職員数 [ ] は再任用職員の職員数及び構成比 (単位：人・%)

区分	一般職			構成比
	級	職員数		
平成29年10月1日現在	1			
	2	4		17.4
	3	6 〔6〕		26.1 〔100.0〕
	4	7		30.4
	5	3		13.0
	6	1		4.4
	7	2		8.7
	8			
	9			
	10			
	計	23 〔6〕		100.0 〔100.0〕
平成29年1月1日現在	1			
	2	5		21.8
	3	4 〔2〕		17.4 〔100.0〕
	4	1		4.3
	5	8		34.8
	6	1		4.3
	7	2		8.7
	8	2		8.7
	9			
	10			
	計	23 〔2〕		100.0 〔100.0〕

(級別の標準的な職務内容)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	事務職員 技術職員	主 事	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

(4) 昇給

区 分		一 般 職		
補 正 後	職 員 数	(A) (人)	23	
	昇給に係る職員数	(B) (人)	16	
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)	
		2号給	(人)	
		3号給	(人)	
4号給		(人)	16	
比 率(B) / (A)	(%)	69.6		
補 正 前	職 員 数	(A) (人)	23	
	昇給に係る職員数	(B) (人)	21	
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)	
		2号給	(人)	
		3号給	(人)	2
4号給		(人)	19	
比 率(B) / (A)	(%)	91.3		

(5) 特殊勤務手当

区	分	全	職	種
給料総額に対する比率	(%)	0.06		
支給対象職員の比率 (平成29年10月1日現在)	(%)	56.52		
代表的な特殊勤務手当の名称		現場処理作業手当		

(6) 期末手当・勤勉手当

区	分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
		6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後		2.075 〔1.050〕	2.225 〔1.200〕	4.30 〔2.25〕	有	
補正前		2.075 〔1.050〕	2.225 〔1.200〕	4.30 〔2.25〕	有	
一般会計の制度		2.075 〔1.050〕	2.225 〔1.200〕	4.30 〔2.25〕	有	

〔 〕 は再任用職員の支給率

(7) 定年退職及び定年前早期退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同 じ					

(8) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同 じ	
地域手当	同 じ	
住居手当	同 じ	
通勤手当	同 じ	

平成29年度奈良市下水道事業補正予定貸借対照表（第1号）

（平成30年3月31日）

（単位：千円）

		資 産 の 部	
1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ	土 地		1,618,410
ロ	建 物	612,055	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 111,436</u>	500,619
ハ	構 築 物	111,998,749	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 13,833,216</u>	98,165,533
ニ	機 械 及 び 装 置	2,957,601	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,121,952</u>	1,835,649
ホ	車 両 運 搬 具	1,725	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,220</u>	505
ヘ	器 具 備 品	1,782	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 578</u>	1,204
ト	建 設 仮 勘 定		<u>11,310</u>
	有 形 固 定 資 産 合 計		102,133,230
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ	施 設 利 用 権		4,663,486
ロ	リ ー ス 資 産		<u>1,733</u>
	無 形 固 定 資 産 合 計		<u>4,665,219</u>
	固 定 資 産 合 計		106,798,449
2. 流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		40,020
(2)	未 収 金	817,118	
	貸 倒 引 当 金	<u>△ 26,544</u>	<u>790,574</u>
	流 動 資 産 合 計		<u>830,594</u>
	資 産 合 計		<u><u>107,629,043</u></u>

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債

39,652,118

企業債合計

39,652,118

(2) 引当金

イ 退職給付引当金

43,149

引当金合計

43,149

固定負債合計

39,695,267

4. 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債

3,593,239

企業債合計

3,593,239

(2) リース債務

1,702

(3) 未払金

337,476

(4) 引当金

イ 賞与引当金

17,063

引当金合計

17,063

流動負債合計

3,949,480

5. 繰延収益

(1) 長期前受金

74,259,499

(2) 収益化累計額

△ 9,283,513

繰延収益合計

64,975,986

64,975,986

負債合計

108,620,733

資 本 の 部

6. 資 本 金		365,118
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 諸 補 助 金	687,037	
ロ その他資本剰余金	<u>661,018</u>	
資本剰余金合計		1,348,055
(2) 欠 損 金		
イ 当年度未処理欠損金	<u>2,704,863</u>	
欠 損 金 合 計		<u>2,704,863</u>
剰 余 金 合 計		<u>△ 1,356,808</u>
資 本 合 計		<u>△ 991,690</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>107,629,043</u></u>

平成29年度奈良市下水道事業会計  
補正予算（第1号）参考書

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業費用				8,040,000	18,255	8,058,255	
	1. 営業費用			7,213,757	18,255	7,232,012	
		1. 管渠費		166,926	24,946	191,872	
			(1) 給料	9,642	11,519	21,161	
			(2) 手当	6,322	7,690	14,012	
			(3) 賞与引当金繰入額	1,487	1,628	3,115	
			(6) 法定福利費	3,587	4,109	7,696	
		4. 普及指導費		71,623	2,058	73,681	
			(1) 給料	17,347	1,823	19,170	
			(2) 手当	8,484	197	8,681	
			(3) 賞与引当金繰入額	2,388	131	2,519	
			(6) 法定福利費	5,556	△ 93	5,463	
		6. 総係費		205,560	△ 8,749	196,811	
			(1) 給料	42,047	△ 3,853	38,194	
			(2) 手当	27,914	567	28,481	
			(3) 賞与引当金繰入額	7,462	△ 1,082	6,380	
			(6) 法定福利費	15,295	△ 2,175	13,120	
			(8) 退職給付費	11,197	△ 2,206	8,991	

資 本 的 収 入 及 び 支 出  
支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資 本 的 支 出				4,432,000	602	4,432,602	
	1. 建設改良費			920,272	602	920,874	
		1. 管渠建設費		341,474	602	342,076	
			(1) 給 料	29,410	△ 377	29,033	
			(2) 手 当	17,234	1,552	18,786	
			(3) 賞与引当金繰入額	5,171	△ 122	5,049	
			(6) 法定福利費	10,434	△ 451	9,983	

## 奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成4年奈良市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「いう。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
  - (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が規則で定める場合に該当する場合
- 第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第3

9条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、非常勤職員の育児休業の期間及び職員の再度の育児休業等の要件に関し所要の改正を行おうとするものである。

## 奈良市立こども園設置条例等の一部改正について

奈良市立こども園設置条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立こども園設置条例等の一部を改正する条例

(奈良市立こども園設置条例の一部改正)

第1条 奈良市立こども園設置条例（平成26年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

奈良市立若草こども園	奈良市川上町493番地の1	130人
奈良市立朱雀こども園	奈良市朱雀六丁目9番地・奈良市朱雀六丁目10番地の2	250人
奈良市立平城こども園	奈良市秋篠町1,540番地の1	170人
奈良市立東登美ヶ丘こども園	奈良市東登美ヶ丘四丁目21番26号	140人

(奈良市立保育所設置条例の一部改正)

第2条 奈良市立保育所設置条例（平成17年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の表若草保育園の項及び朱雀保育園の項を削る。

(奈良市立学校設置条例の一部改正)

第3条 奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表幼稚園の部奈良市立平城幼稚園の項、奈良市立東登美ヶ丘幼稚園の項及び奈良市立朱雀幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

奈良市幼保再編基本計画及び実施計画に基づき、幼稚園及び保育所の一部を再編し、幼保連携型認定こども園を設置するため、関係条例の規定を整備しようとするものである。

## 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(3) 市長が別に規則で定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(提案理由)

他の医療費助成制度との公平化を図るため、心身障害者医療費助成制度において助成金控除に係る規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる 特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める  
条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定  
める条例の一部を改正する条例

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める  
条例（平成25年奈良市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表中「特定非営利活動法人近畿介助犬訓練所」を「特定非営利活動法人近畿介助犬協  
会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

条例別表に規定する特定非営利活動法人の名称変更に伴い、所要の文言整理を行おうと  
するものである。

## 奈良市都市公園条例及び奈良市行政財産 使用料条例の一部改正について

奈良市都市公園条例及び奈良市行政財産使用料条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市都市公園条例及び奈良市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

(奈良市都市公園条例の一部改正)

第1条 奈良市都市公園条例（昭和46年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用又は第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた際」を「市長が指定する期日までに一括して」に改める。

(奈良市行政財産使用料条例の一部改正)

第2条 奈良市行政財産使用料条例（昭和49年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「使用前に」を「市長が指定する期日までに一括して」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

都市公園の使用料及び行政財産使用料の納付期限に関し、所要の改正を行おうとするものである。

## 工事請負契約の締結について

浸水対策工事（東九条町地内他・西九条川支流）について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 契約の目的 浸水対策工事（東九条町地内他・西九条川支流）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 170,186,400円
- 4 契約の相手方 奈良市三条大路二丁目1番66号  
浸水対策工事（東九条町地内他・西九条川支流）平井建設・森本工業特定建設工事共同企業体  
代表者 平井建設株式会社  
代表取締役 平井 克  
森本工業株式会社  
代表取締役 森本 勝博

## 浸水対策工事（東九条町地内他・西九条川支流）の概要

1. 工事場所 奈良市東九条町地内他

2. 工事規模

工事延長 L = 549 m

(1) 管 布 設 工 一式

(2) 推 進 工 一式

(3) 立 坑 築 造 工 一式

(4) マンホール築造工 一式

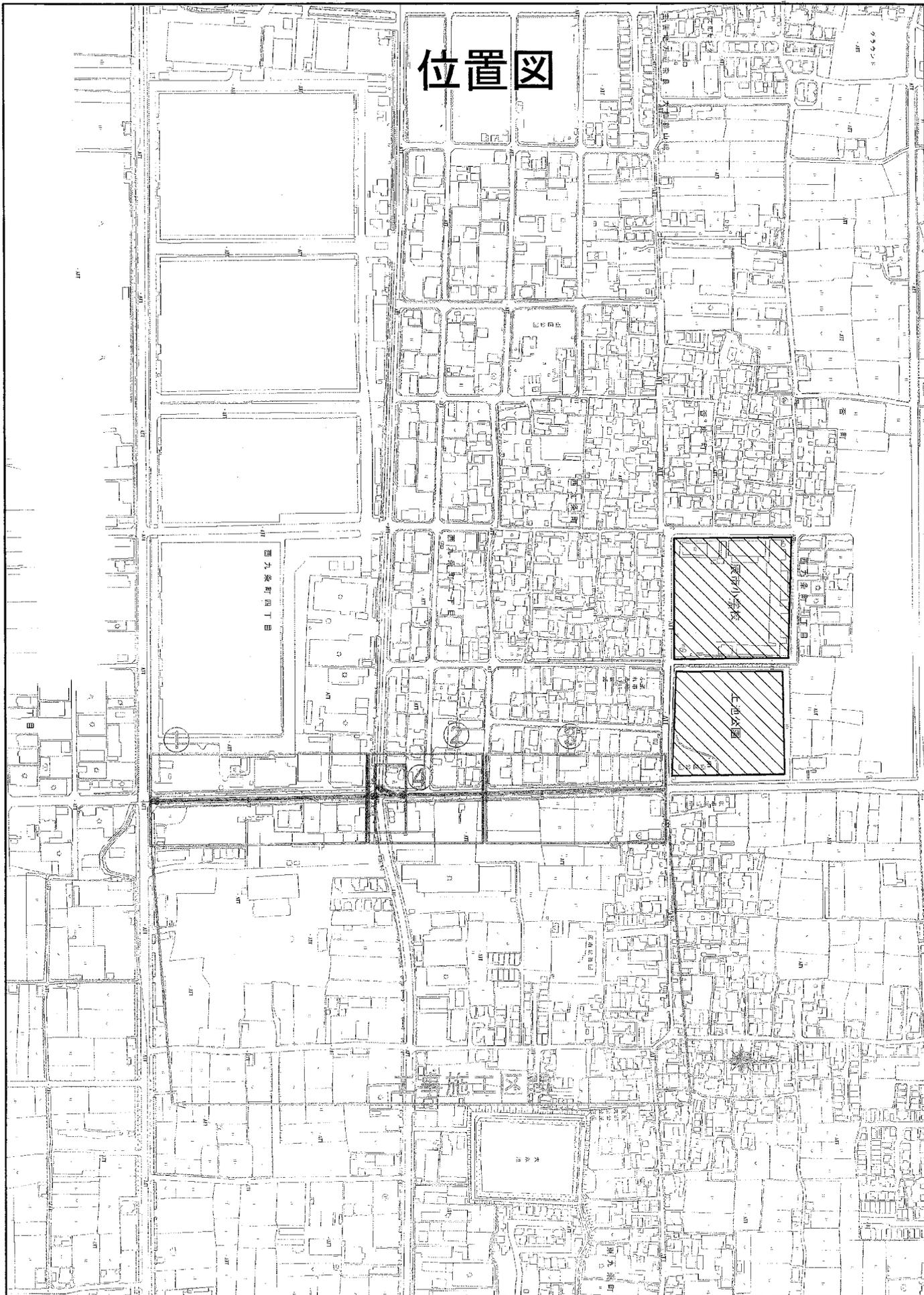
(5) 薬 液 注 入 工 一式

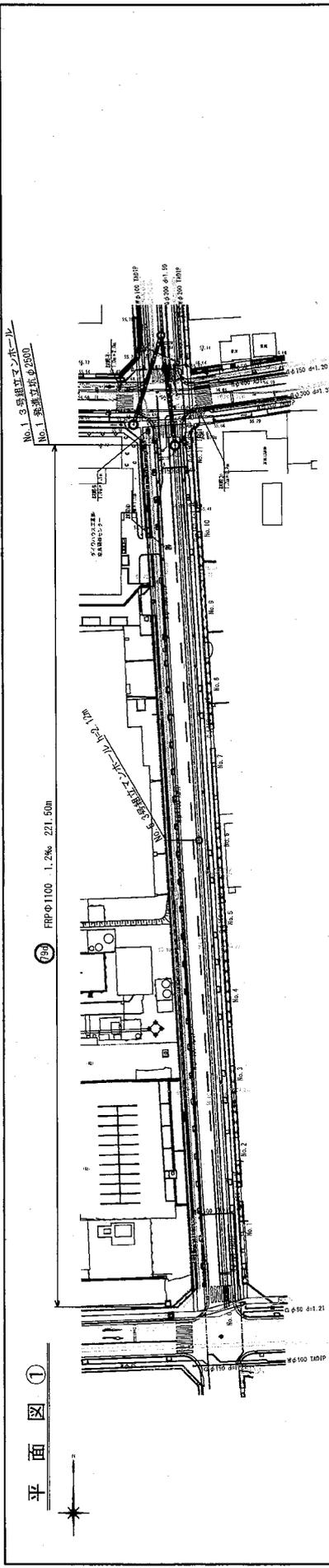
(6) 付 帯 工 一式

(7) 仮 設 工 一式

3. 工 期 契約の日から平成30年3月30日まで

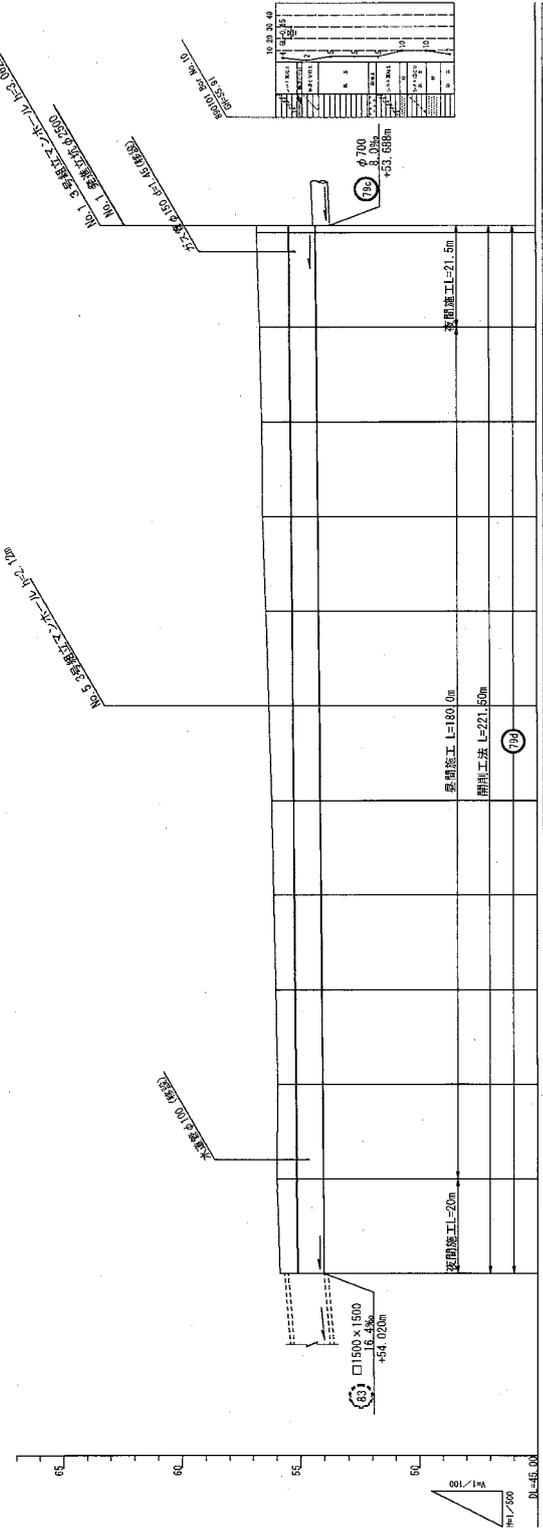
# 位置図





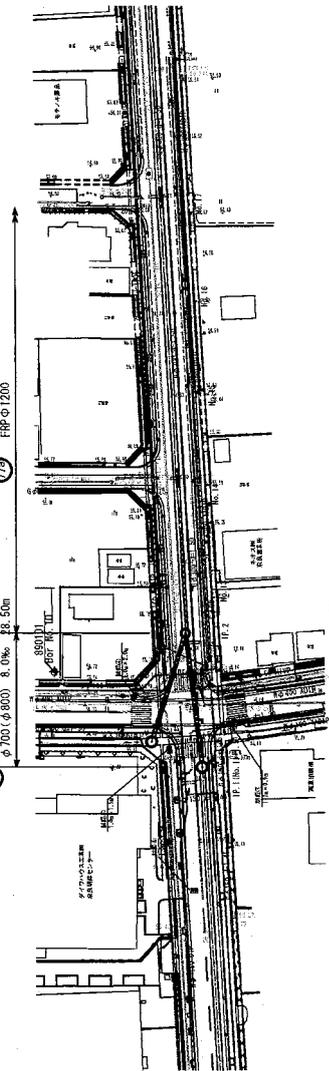
① 平面图

縦断面図

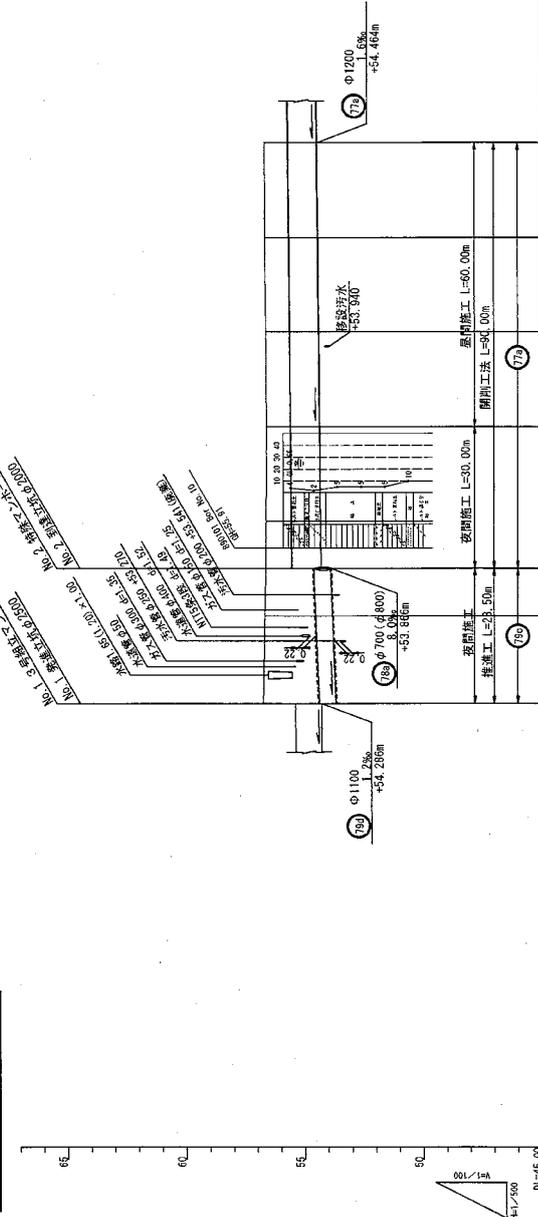


測	区	距離	高さ	幅	面積	容積	重量	その他
No.0	0.00	1.98	54.020	0.74	53.88			
No.1	20.00	2.15	54.044	0.82	53.99			
No.2	40.00	2.08	54.068	0.76	53.95			
No.3	60.00	2.12	54.092	0.80	54.01			
No.4	80.00	2.18	54.116	0.86	54.10			
No.5	100.00	2.23	54.140	0.91	54.17			
No.6	120.00	2.32	54.164	0.99	54.28			
No.7	140.00	2.41	54.188	1.09	54.40			
No.8	160.00	2.51	54.212	1.19	54.52			
No.9	180.00	2.51	54.236	1.19	54.55			
No.10	200.00	2.58	54.260	1.26	54.64			
No.11	220.00	2.66	54.284	1.33	54.74			
計	221.50				56.75			

平面図②



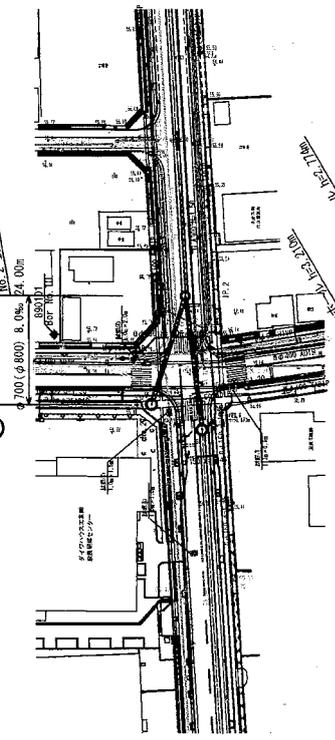
縦断面図



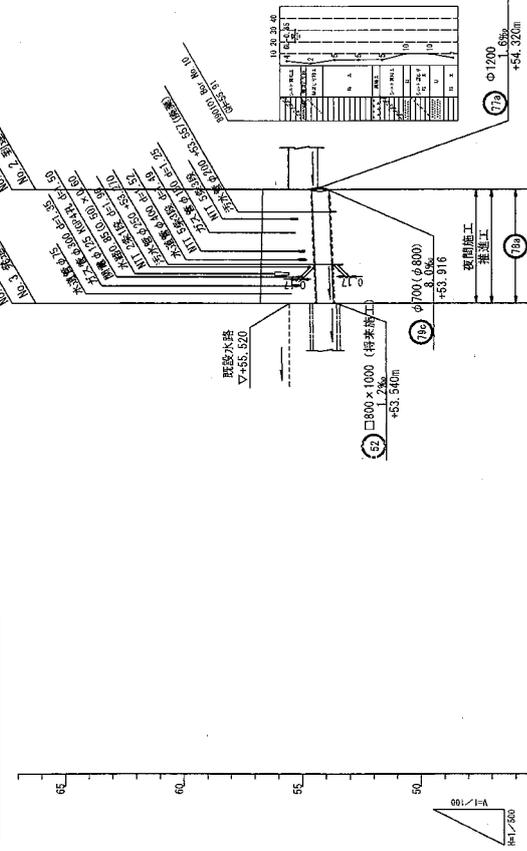
管径	管長	平均管径	区間距離	地盤高	土質	管底高	管底深	追加距離	測点
φ700(φ800)	8.0	1.6	274.66	56.75		53.688	2.35		IP.1
φ700(φ800)	18.50	10.00	10.00	55.88		53.836	2.14		No.12
φ700(φ800)	10.00	10.00	10.00	55.94		54.320	1.70		IP.2
φ700(φ800)	10.00	10.00	10.00	56.42		54.536	1.06		No.13
φ700(φ800)	20.00	20.00	20.00	56.59		54.368	1.00		No.14
φ700(φ800)	20.00	20.00	20.00	56.82		54.400	1.00		No.15
φ700(φ800)	20.00	20.00	20.00	56.82		54.432	0.99		No.16
φ700(φ800)	20.00	20.00	20.00	56.82		54.464	0.96		No.17



平面図 ④



縦断面図



項目	単位	値	No. 27	0.08
管径	mm	φ700 (φ800)		
勾配	%	8.0		
管長	距離	24.00		
管長	距離	24.00		
地盤	種			
土質	種			
管底高				
埋設深				
追加距離				
別				



有するダンプから軽油を抜き取ったことによる損害金1,242,938円及びこれに対する遅延損害金を加えた金額を支払えとの判決を求める。

- (5) ■■■■■が、平成25年12月26日から平成28年4月25日までの間に、市内の給油所において本市の公用車用の給油伝票を用いて購入したガソリン及び灯油を業務以外の用に供したことにより本市に生じた損害金169,463円及びこれに対する遅延損害金を加えた金額を支払えとの判決を求める。
- (6) ■■■■■が、平成25年4月1日から平成28年5月6日までの間に、本市が所有するダンプから軽油を抜き取ったことによる損害金2,195,602円及びこれに対する遅延損害金を加えた金額を支払えとの判決を求める。
- (7) ■■■■■が、平成25年1月21日から平成28年5月9日までの間に、市内の給油所において本市の公用車用の給油伝票を用いて購入したガソリン、灯油及び軽油を業務以外の用に供したことにより本市に生じた損害金5,629,462円及びこれに対する遅延損害金を加えた金額を支払えとの判決を求める。
- (8) ■■■■■と■■■■■が共謀して、平成25年4月に知り合いの業者に不当に高額な修繕費で重機の修繕業務を発注させ、これによって平成25年9月に本市に適正な修繕料を大幅に超過する支出をさせたことによる損害金1,980,565円及びこれに対する遅延損害金を加えた金額を支払えとの判決を求める。

### 3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人とし、又は本市職員を指定代理人と定める。
- (2) 本市は、上記の訴訟の目的達成に特に必要があるときは、訴え又は当事者の追加又は変更をすることができる。
- (3) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (4) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

## 反訴の提起について

本市は、農業経営構造対策事業補助金返還に係る債務不存在確認請求事件について、次のとおり裁判所に反訴を提起する。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 反訴を提起する相手方の住所及び氏名

大阪府豊中市服部元町一丁目3番15号  
株式会社三興代表取締役 畑中 和義

### 2 反訴の要旨

平成16年7月21日に旧都祁村において交付決定した農業経営構造対策事業補助金について、平成24年11月1日、事業主体であった認定農業者等で組織する法人が、針テラスを運営する株式会社三興に合併し解散した。このことにより補助要件を欠いたため、本市は補助金等変更交付決定及び補助金返還命令を行った。

その後、相手方から補助金等変更交付決定無効確認請求訴訟が提起された。この事件については、平成29年9月15日に相手方の訴えを却下する判決が確定した。

新たに相手方から債務不存在確認請求訴訟が提起され係争中であるが、この訴えに対し、補助金23,441,102円の返還及びこれに対する遅延損害金を加えた金額の支払いを求め反訴を提起する。

### 3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人とする。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬尾山1124番地

奈良市月ヶ瀬福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町79番地の4

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市月ヶ瀬福祉センター条例第3条（第3号を除く。）に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市月ヶ瀬福祉センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市月ヶ瀬福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市蘭生町1922番地の8

奈良市都祁福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町79番地の4

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市都祁福祉センター条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市都祁福祉センターの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 奈良市都祁福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市法蓮町1702番地の1

奈良市東福祉センター

奈良市百楽園一丁目9番13号

奈良市西福祉センター

奈良市右京一丁目1番地の4

奈良市北福祉センター

奈良市南永井町45番地の1

奈良市南福祉センター

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町79番地の4

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人福祉センター条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。

- (2) センターの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市須川町776番地

奈良市東里老人憩の家

### 2 指定管理者の所在地及び名称

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

奈良市東里地区万年青年クラブ連合会

会長 ■■■■■■

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市鳥見町四丁目4番地

奈良市鳥見老人憩の家

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市鳥見喜楽会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市中登美ヶ丘一丁目1994番地の3

奈良市登美ヶ丘老人憩の家

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市登美ヶ丘地区万年青年クラブ連合会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市横井一丁目620番地の1

奈良市横井老人憩の家

### 2 指定管理者の所在地及び名称

横井ひまわりクラブ

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市杏町387番地の12

奈良市杏中老人憩の家

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏中町万年青年クラブ

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市杏町424番地の6

奈良市杏南老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

奈良市杏南町万年青年クラブ

会長 ■■■■■■■■

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市八条一丁目823番地

奈良市八条老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市九十九会万年青年クラブ

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市東之阪町5番地の60

奈良市東之阪老人憩の家

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市東之阪第一老友会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市横田町191番地の1

奈良市田原老人憩の家

### 2 指定管理者の所在地及び名称



奈良市田原地区万年青年クラブ連合会

会長



### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市西狭川町1088番地の1

奈良市狭川老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市上狭川クラブ

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市古市町1482番地の2

奈良市古市老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

古市町老人クラブ

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市大柳生町1990番地

奈良市大柳生老人憩の家

### 2 指定管理者の所在地及び名称



奈良市大柳生地区万年青年クラブ連合会

会長



### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市興ヶ原町670番地の1

奈良市柳生老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称

■■■■■■■■■■

奈良市柳生地区万年青年クラブ連合会

会長 ■■■■

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市紀寺町568番地の7

奈良市梅園老人憩の家

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市紀寺宝寿会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市西之阪町5番地の1

奈良市西之阪老人憩の家

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市西寿クラブ

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬石打1171番地の1

奈良市石打老人憩の家

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市石打第二梅寿会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬桃香野1197番地

奈良市桃香野老人憩の家

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市桃香野第三梅寿会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川 元 庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬尾山348番地の3

奈良市尾山老人憩の家

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市尾山第一梅寿会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市茗荷町1171番地

奈良市田原老人軽作業場

2 指定管理者の所在地及び名称

■

奈良市田原地区万年青年クラブ連合会

会長 ■

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 作業場の利用に関すること。
- (2) 作業場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市藺生町1861番地の7

奈良市並松老人軽作業場

2 指定管理者の所在地及び名称



奈良市並松老人学級

会長



3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 作業場の利用に関すること。
- (2) 作業場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市東之阪町14番地の4

奈良市東之阪共同浴場

2 指定管理者の所在地及び名称



奈良市東之阪町自治会

自治会長



3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市東之阪共同浴場の供用に関すること。
- (2) 奈良市東之阪共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市古市町1503番地の1

奈良市古市西共同浴場

2 指定管理者の所在地及び名称



奈良市古市町自治連合体

会長



3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市古市西共同浴場の供用に関すること。
- (2) 奈良市古市西共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市杏町386番地の1

奈良市杏中共同浴場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏中町自治会

自治会長

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市杏中共同浴場の供用に関すること。
- (2) 奈良市杏中共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市東寺林町38番地

奈良市ならまちセンター

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市ならまちセンター条例第5条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市ならまちセンター市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 奈良市ならまちセンター市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市鳴川町32番地の1

奈良市<sup>おんじょう</sup>音声館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市<sup>おんじょう</sup>音声館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市<sup>おんじょう</sup>音声館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 奈良市<sup>おんじょう</sup>音声館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市三条宮前町7番1号

なら100年会館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) なら100年会館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) なら100年会館（駐車場を除く。）の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) なら100年会館（駐車場を除く。）の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市三条宮前町7番1号

なら100年会館駐車場

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町8番1号

奈良市市街地開発株式会社

取締役社長 津山 恭之

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) なら100年会館駐車場の供用に関すること。
- (2) なら100年会館駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市学園南三丁目1番5号

奈良市西部会館市民ホール

### 2 指定管理者の所在地及び名称

さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号

日本環境マネジメント株式会社

代表取締役 片山 安茂

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市西部会館市民ホール条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市西部会館市民ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市西部会館市民ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市二条大路南一丁目3番1号

奈良市美術館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市美術館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市美術館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市美術館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市右京一丁目1番地の4

奈良市北部会館市民文化ホール

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市北部会館条例第5条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市北部会館市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 奈良市北部会館市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市都祁白石町1133番地

奈良市都祁交流センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市都祁交流センター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 交流センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 交流センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市法蓮町1702番地の1

奈良市ボランティアセンター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町79番地の4

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市ボランティアセンター条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市ボランティアセンターの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 奈良市ボランティアセンターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

種別	名称	所在地
野球場	奈良市緑ヶ丘球場	奈良市奈良阪町2851番地
体育館	奈良市西部生涯スポーツセンター体育館	奈良市中町4860番地
屋外プール	奈良市青山プール	奈良市青山三丁目2番地
屋内プール	奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	奈良市中町4860番地
庭球場	奈良市黒谷コート	奈良市中町2877番地
	奈良市平城第一コート	奈良市左京二丁目1番地
	奈良市平城第二コート	奈良市朱雀二丁目12番地
	奈良市青山コート	奈良市青山三丁目2番地
	奈良市佐保山コート	奈良市佐保台二丁目902番地の374
	奈良市西部生涯スポーツセンターコート	奈良市丸山一丁目905番地
球技場	奈良市黒谷球技場	奈良市中町2877番地
	奈良市平城第一球技場	奈良市左京二丁目1番地
	奈良市平城第二球技場	奈良市朱雀二丁目12番地
	奈良市中ノ川球技場	奈良市芝辻町556番地の1
	奈良市奈良阪球技場	奈良市奈良阪町1367番地
	奈良市登美ヶ丘球技場	奈良市北登美ヶ丘一丁目1761番地の2
	奈良市西部生涯スポーツセンター球技場	奈良市丸山一丁目905番地

ゲートボール場	奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場	奈良市丸山一丁目1079番地の238
クラブハウス	奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス	奈良市丸山一丁目1079番地の238

## 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

## 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

## 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市都祁白石町1161番地

奈良市都祁体育館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

種別	名称	所在地
庭球場	奈良市都祁生涯スポーツセンターコート	奈良市都祁馬場町846番地の5
球技場	奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場	奈良市都祁馬場町846番地の5
多目的コート	奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート	奈良市都祁馬場町846番地の5
クラブハウス	奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス	奈良市都祁馬場町846番地の5

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市三条本町8番1号

奈良市営 JR 奈良駅第1駐車場

奈良市三条本町18番地の1

奈良市営 JR 奈良駅第2駐車場

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町8番1号

奈良市市街地開発株式会社

取締役社長 津山 恭之

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市学園南三丁目1番5号

奈良市営西部会館駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町8番1号

奈良市市街地開発株式会社

取締役社長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市営西部会館駐車場の供用に関する事。
- (2) 奈良市営西部会館駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。





#### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市八条一丁目792番地の4

奈良市八条第一駐車場

奈良市八条一丁目781番地の1

奈良市八条第二駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市八条第二自治会

自治会長

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市杏町275番地の4

奈良市杏中第一駐車場

奈良市杏町277番地の1

奈良市杏中第二駐車場

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏中町自治会

自治会長 

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市川上町411番地の1

奈良市東之阪駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称



奈良市東之阪町自治会

自治会長 

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市中筋町31番地の18

奈良市中筋自転車駐車場

奈良市右京一丁目14番地

奈良市高の原第一自転車駐車場

奈良市朱雀三丁目23番地

奈良市高の原第二自転車駐車場

奈良市右京一丁目14番地

奈良市高の原第三自転車駐車場

奈良市右京一丁目12番地

奈良市高の原第四自転車駐車場

### 2 指定管理者の所在地及び名称

大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号

ミディ総合管理株式会社

代表取締役社長 藤木 剛一

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

#### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の利用承認及び利用制限に関すること。
- (2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市柳生町155番地の1

旧柳生藩家老屋敷

奈良市柳生町337番地

旧柳生藩陣屋跡

奈良市柳生下町491番地

柳生観光駐車場

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市柳生町155番地の1

柳生観光協会

会長 XXXXXXXXXX

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 観光施設の入場及び使用の承認及び制限に関すること。
- (2) 観光施設の施設及び設備等の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市手貝町14番地の1

奈良市転害門前観光駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号

ミディ総合管理株式会社

代表取締役社長 藤木 剛一

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市佐保台西町115番地

奈良市勤労者総合福祉センター

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市勤労者総合福祉センター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市勤労者総合福祉センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市勤労者総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市阿字万字町1番地の1

なら工藝館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) なら工藝館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) なら工藝館の個展展示コーナーの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) なら工藝館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

施設の名称	施設の所在地
奈良市生涯学習センター	奈良市杉ヶ町23番地
奈良市立中部公民館	奈良市上三条町23番地の4
奈良市立西部公民館	奈良市学園南三丁目1番5号
奈良市立南部公民館	奈良市山町27番地の1
奈良市立三笠公民館	奈良市大宮町四丁目313番地の3
奈良市立田原公民館	奈良市茗荷町1078番地の1
奈良市立富雄公民館	奈良市鳥見町二丁目9番地
奈良市立柳生公民館	奈良市柳生町340番地
奈良市立若草公民館	奈良市川上町575番地
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市中登美ヶ丘三丁目4162番地の81
奈良市立興東公民館	奈良市大柳生町3633番地
奈良市立春日公民館	奈良市南京終町一丁目86番地の1
奈良市立二名公民館	奈良市学園赤松町3684番地
奈良市立京西公民館	奈良市六条西一丁目3番43-2号
奈良市立平城西公民館	奈良市神功四丁目25番地
奈良市立伏見公民館	奈良市青野町二丁目13番4号
奈良市立富雄南公民館	奈良市中町501番地の3
奈良市立平城公民館	奈良市秋篠町1468番地
奈良市立飛鳥公民館	奈良市紀寺町984番地
奈良市立都跡公民館	奈良市五条町204番地の1
奈良市立登美ヶ丘南公民館	奈良市中山町西二丁目921番地の1
奈良市立平城東公民館	奈良市朱雀六丁目9番地の1
奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市月ヶ瀬尾山2815番地
奈良市立都祁公民館	奈良市針町2191番地

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杉ヶ町23番地

公益財団法人奈良市生涯学習財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 公民館の事業の実施に関すること。
- (2) 公民館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 公民館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市学園大和町一丁目187番地

西部公民館学園大和分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

学園三碓地区自治連合会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 西部公民館学園大和分館の事業の実施に関する事。
- (2) 西部公民館学園大和分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 西部公民館学園大和分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次にとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市高樋町640番地の1

南部公民館精華分館

2 指定管理者の所在地及び名称



高樋町自治会

会長



3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 南部公民館精華分館の事業の実施に関すること。
- (2) 南部公民館精華分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 南部公民館精華分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市東九条町318番地

南部公民館東九条分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市東九条町318番地

東九条町自治会

会長



### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 南部公民館東九条分館の事業の実施に関する事。
- (2) 南部公民館東九条分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 南部公民館東九条分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市北永井町508番地の2  
南部公民館明治分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市北永井町508番地の2  
明治地区自治連合会  
会長 XXXXXXXXXX

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 南部公民館明治分館の事業の実施に関する事。
- (2) 南部公民館明治分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 南部公民館明治分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市四条大路南町1番22号

三笠公民館大安寺西分館

2 指定管理者の所在地及び名称

■  
大安寺西地区自治連合会

会長 ■

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 三笠公民館大安寺西分館の事業の実施に関する事。
- (2) 三笠公民館大安寺西分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 三笠公民館大安寺西分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市横田町336番地の1

田原公民館横田分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

田原地区自治連合会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 田原公民館横田分館の事業の実施に関する事。
- (2) 田原公民館横田分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 田原公民館横田分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市水間町989番地の1

田原公民館水間分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

水間町自治会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 田原公民館水間分館の事業の実施に関すること。
- (2) 田原公民館水間分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 田原公民館水間分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市杣ノ川町698番地

田原公民館杣ノ川分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

杣ノ川町自治会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 田原公民館杣ノ川分館の事業の実施に関する事。
- (2) 田原公民館杣ノ川分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 田原公民館杣ノ川分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市富雄北二丁目2番8号

富雄公民館元町分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

富雄公民館元町分館管理協議会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 富雄公民館元町分館の事業の実施に関する事。
- (2) 富雄公民館元町分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 富雄公民館元町分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市邑地町451番地の4

柳生公民館邑地分館

2 指定管理者の所在地及び名称

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■  
邑地町自治会

会長 ■■■■■■

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館邑地分館の事業の実施に関すること。
- (2) 柳生公民館邑地分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 柳生公民館邑地分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市丹生町847番地

柳生公民館丹生分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

丹生町自治会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館丹生分館の事業の実施に関する事。
- (2) 柳生公民館丹生分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 柳生公民館丹生分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市北野山町724番地

柳生公民館北野山分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

北野山町自治会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 柳生公民館北野山分館の事業の実施に関する事。
- (2) 柳生公民館北野山分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 柳生公民館北野山分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市法蓮町291番地の3

若草公民館佐保分館

2 指定管理者の所在地及び名称

若草公民館佐保分館運営委員会

委員長

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 若草公民館佐保分館の事業の実施に関する事。
- (2) 若草公民館佐保分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 若草公民館佐保分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市須川町776番地

興東公民館東里分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

東里地区自治連合会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 興東公民館東里分館の事業の実施に関する事。
- (2) 興東公民館東里分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 興東公民館東里分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市大平尾町471番地

興東公民館大平尾分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称



大平尾町自治会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 興東公民館大平尾分館の事業の実施に関すること。
- (2) 興東公民館大平尾分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 興東公民館大平尾分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市西木辻町200番地の67

春日公民館西木辻分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

八軒町自治会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 春日公民館西木辻分館の事業の実施に関する事。
- (2) 春日公民館西木辻分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 春日公民館西木辻分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市大安寺四丁目4番34号

春日公民館大安寺分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市大安寺四丁目4番34号

大安寺地区自治連合会

会長



3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 春日公民館大安寺分館の事業の実施に関する事。
- (2) 春日公民館大安寺分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 春日公民館大安寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市二名一丁目2400番地の4

二名公民館二名分館

2 指定管理者の所在地及び名称

二名地区自治協議会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 二名公民館二名分館の事業の実施に関する事。
- (2) 二名公民館二名分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 二名公民館二名分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市西登美ヶ丘五丁目3番9号

二名公民館西登美ヶ丘分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

二名公民館西登美ヶ丘分館運営協議委員会

委員長

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 二名公民館西登美ヶ丘分館の事業の実施に関する事。
- (2) 二名公民館西登美ヶ丘分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 二名公民館西登美ヶ丘分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市平松一丁目24番1号

京西公民館平松分館

2 指定管理者の所在地及び名称

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

平松一丁目自治会

会長 ■■■■■■

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 京西公民館平松分館の事業の実施に関する事。
- (2) 京西公民館平松分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 京西公民館平松分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市あやめ池南一丁目7番62号

伏見公民館あやめ池分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市あやめ池南一丁目7番62号

あやめ池地区自治連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 伏見公民館あやめ池分館の事業の実施に関する事。
- (2) 伏見公民館あやめ池分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 伏見公民館あやめ池分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 11 月 29 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市歌姫町 1094 番地

平城公民館歌姫分館

2 指定管理者の所在地及び名称

歌姫町自治会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 平城公民館歌姫分館の事業の実施に関する事。
- (2) 平城公民館歌姫分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 平城公民館歌姫分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市白毫寺町58番地の2

飛鳥公民館白毫寺分館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

白毫寺町連合自治会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 飛鳥公民館白毫寺分館の事業の実施に関する事。
- (2) 飛鳥公民館白毫寺分館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 飛鳥公民館白毫寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市佐紀町3089番地

都跡公民館佐紀分館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市佐紀町3089番地

佐紀中町自治会

会長 XXXXXXXXXX

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 都跡公民館佐紀分館の事業の実施に関すること。
- (2) 都跡公民館佐紀分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 都跡公民館佐紀分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市奈良阪町1731番地

奈良市黒髪山キャンプフィールド

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市黒髪山キャンプフィールド運営協議会

会長

### 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市黒髪山キャンプフィールド条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの施設及び附属設備等の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市上深川町511番地

上深川歴史民俗資料館

2 指定管理者の所在地及び名称



奈良市上深川町自治会

会長



3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市文化財保存公開施設条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 上深川歴史民俗資料館の使用承認申請の受付に関すること。
- (3) 上深川歴史民俗資料館の施設、保管資料等の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

## 教育委員会の委員の任命について

教育委員会の委員のうち、都築由美氏は、平成29年12月9日付けをもって、その任期が満了せられることに伴い、同氏を再び同委員会の委員に任命いたしたい。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

住 所



氏 名

つづき ゆ み  
都 築 由 美



# 履 歴 書

氏 名 都 築 由 美

生年月日 [Redacted]

現住所 [Redacted]

## 学 歴

[Redacted] [Redacted]

## 職 歴

[Redacted] [Redacted]

## 公平委員会の委員の選任について

公平委員会の委員として、次の者を選任いたしたいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

住所 

氏名 おく だ ち あき  
奥 田 千 昭



# 履 歴 書

氏 名 奥 田 千 昭

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

## 学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

## 職 歴

[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]

平成29年度奈良市一般会計  
補正予算（第5号）

平成29年度奈良市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ973,609千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,284,111千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11. 地 方 交 付 税		千円 13,700,000	千円 66,233	千円 13,766,233
	1. 地 方 交 付 税	13,700,000	66,233	13,766,233
13. 分 担 金 及 び 負 担 金		1,305,141	23,768	1,328,909
	1. 分 担 金	3,842	23,768	27,610
15. 国 庫 支 出 金		23,452,978	210,343	23,663,321
	1. 国 庫 負 担 金	19,777,902	199,403	19,977,305
	2. 国 庫 補 助 金	2,065,176	10,940	2,076,116
16. 県 支 出 金		7,867,996	122,897	7,990,893
	1. 県 負 担 金	5,922,121	30,000	5,952,121
	2. 県 補 助 金	1,618,593	92,897	1,711,490
18. 寄 附 金		303,340	1,500	304,840
	1. 寄 附 金	303,340	1,500	304,840
20. 繰 越 金		404,204	318,868	723,072
	1. 繰 越 金	404,204	318,868	723,072
22. 市 債		12,350,700	230,000	12,580,700
	1. 市 債	12,350,700	230,000	12,580,700
歳 入 合 計		128,310,502	973,609	129,284,111

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		千円 710,754	千円 △ 2,335	千円 708,419
	1. 議 会 費	710,754	△ 2,335	708,419
2. 総 務 費		14,165,020	74,091	14,239,111
	1. 総 務 管 理 費	10,219,456	56,054	10,275,510
	2. 企 画 費	1,519,900	442	1,520,342
	3. 徴 税 費	1,316,201	26,042	1,342,243
	4. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	548,448	△ 15,847	532,601
	5. 選 挙 費	452,188	6,271	458,459
	6. 統 計 調 査 費	26,306	613	26,919
	7. 監 査 委 員 費	82,521	516	83,037
3. 民 生 費		57,482,129	114,302	57,596,431
	1. 社 会 福 祉 費	25,778,441	106,812	25,885,253
	2. 児 童 福 祉 費	18,312,937	28,007	18,340,944
	3. 生 活 保 護 費	13,179,884	△ 22,439	13,157,445
	4. 国 民 年 金 事 務 費	210,867	1,922	212,789
4. 衛 生 費		10,259,416	296,392	10,555,808
	1. 保 健 衛 生 費	1,929,108	172,559	2,101,667
	2. 保 健 所 費	1,902,553	△ 18,579	1,883,974
	3. 清 掃 費	5,764,523	142,412	5,906,935
5. 労 働 費		125,118	240	125,358
	1. 労 働 諸 費	125,118	240	125,358

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費		千円 671,655	千円 4,875	千円 676,530
	1. 農林費	671,655	4,875	676,530
7. 商工費		1,485,777	4,788	1,490,565
	1. 商工費	1,485,777	4,788	1,490,565
8. 観光費		988,188	18,640	1,006,828
	1. 観光費	988,188	18,640	1,006,828
9. 土木費		9,826,178	63,771	9,889,949
	1. 土木管理費	120,529	△ 7,972	112,557
	2. 道路橋梁費	2,739,732	27,210	2,766,942
	3. 河川費	608,454	30,025	638,479
	4. 都市計画費	3,945,846	16,928	3,962,774
	6. 住宅費	518,960	△ 2,420	516,540
10. 消防費		3,849,752	28,355	3,878,107
	1. 消防費	3,849,752	28,355	3,878,107
11. 教育費		10,917,090	△ 22,510	10,894,580
	1. 教育総務費	2,536,313	△ 19,414	2,516,899
	2. 小学校費	1,678,560	12,133	1,690,693
	3. 中学校費	668,769	9,872	678,641
	4. 高等学校費	1,008,182	△ 1,500	1,006,682
	5. 幼稚園費	981,323	18,264	999,587
	7. 保健体育費	2,679,814	△ 41,865	2,637,949
12. 災害復旧費		148,819	393,000	541,819
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	28,819	148,000	176,819
	2. 土木施設 災害復旧費	105,000	166,000	271,000
	3. 教育施設 災害復旧費	15,000	79,000	94,000
歳出合計		128,310,502	973,609	129,284,111

## 第2表 債務負担行為補正

### 1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
田原小学校スクールバス運行業務委託	平成29年度から 平成30年度まで	千円 7,128
学 校 給 食 食 材 調 達 経 費	平成29年度から 平成30年度まで	40,000
指定管理者による奈良市月ヶ瀬福祉センターの管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市都祁福祉センターの管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東福祉センターほか3施設の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東里老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市鳥見老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市登美ヶ丘老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市横井老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市杏中老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市杏南老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市八条老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東之阪老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市田原老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市狭川老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市古市老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市大柳生老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による奈良市柳生老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市梅園老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市西之阪老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市石打老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市桃香野老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市尾山老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市田原老人軽作業場の管理に要する経費	平成30年度から平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市並松老人軽作業場の管理に要する経費	平成30年度から平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東之阪共同浴場の管理に要する経費	平成30年度から平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市横井共同浴場の管理に要する経費	平成30年度から平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市古市西共同浴場の管理に要する経費	平成30年度から平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市杏中共同浴場の管理に要する経費	平成30年度から平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市ならまちセンターの管理に要する経費	平成30年度から平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市音声館の管理に要する経費	平成30年度から平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者によるなら100年会館の管理に要する経費	平成30年度から平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市西部会館市民ホールの管理に要する経費	平成30年度から平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市美術館の管理に要する経費	平成30年度から平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市北部会館市民文化ホールの管理に要する経費	平成30年度から平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による奈良市都祁交流センターの管理に要する経費	平成30年度から平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市ボランティアセンターの管理に要する経費	平成30年度から平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市緑ヶ丘球場ほか18施設の管理に要する経費	平成30年度から平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市都祁体育館の管理に要する経費	平成30年度から平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市都祁生涯スポーツセンターコートほか3施設の管理に要する経費	平成30年度から平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市営西部会館駐車場の管理に要する経費	平成30年度から平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市杏南第一駐車場ほか2施設の管理に要する経費	平成30年度から平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市横井第二駐車場ほか4施設の管理に要する経費	平成30年度から平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市八条第一駐車場ほか1施設の管理に要する経費	平成30年度から平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市杏中第一駐車場ほか1施設の管理に要する経費	平成30年度から平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東之阪駐車場の管理に要する経費	平成30年度から平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市中筋自転車駐車場ほか4施設の管理に要する経費	平成30年度から平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による旧柳生藩家老屋敷ほか2施設の管理に要する経費	平成30年度から平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市転害門前観光駐車場の管理に要する経費	平成30年度から平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市勤労者総合福祉センターの管理に要する経費	平成30年度から平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者によるなら工芸館の管理に要する経費	平成30年度から平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市生涯学習センターほか23施設の管理に要する経費	平成30年度から平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による西部公民館学園大和分館の管理に要する経費	平成30年度から平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による南部公民館 精華分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による南部公民館 東九条分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による南部公民館 明治分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による三笠公民館 大安寺西分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による田原公民館 横田分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による田原公民館 水間分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による田原公民館 袖ノ川分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による富雄公民館 元町分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館 興ヶ原分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館 邑地分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館 丹生分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による柳生公民館 北野山分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による若草公民館 佐保分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による興東公民館 東里分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による興東公民館 狭川分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による興東公民館 大平尾分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による春日公民館 西木辻分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による春日公民館 大安寺分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による春日公民館 済美南分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による二名公民館 二名分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による二名公民館 西登美ヶ丘分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による京西公民館 平松分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による伏見公民館 あやめ池分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による平城公民館 歌姫分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による飛鳥公民館 白毫寺分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による都跡公民館 佐紀分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による奈良市黒髪山 キャンプフィールドの管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による上深川歴史民俗 資料館の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額

### 第3表 地方債補正

#### 1. 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
保健衛生施設整備事業	千円 51,900	千円 139,700
災害復旧事業	130,700	272,900
計	12,350,700	12,580,700

## 平成29年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第2号）

平成29年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ10,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,699,067千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9. 繰 入 金		千円 2,894,240	千円 △ 10,000	千円 2,884,240
	1. 一 般 会 計 入 金	2,749,638	△ 10,000	2,739,638
歳 入 合 計		44,709,067	△ 10,000	44,699,067

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		千円 370,699	千円 △ 10,000	千円 360,699
	1. 総 務 管 理 費	294,392	△ 10,000	284,392
歳 出 合 計		44,709,067	△ 10,000	44,699,067

## 平成29年度奈良市土地区画整理 事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,239,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		千円 813,326	千円 3,000	千円 816,326
	1. 一般会計 繰入金	813,326	3,000	816,326
歳入合計		3,236,000	3,000	3,239,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 西大寺駅南 地区土地 画整理事業費		千円 1,926,550	千円 8,000	千円 1,934,550
	西大寺駅南 1. 地区土地 画整理事業費	1,926,550	8,000	1,934,550
2. JR奈良駅南 地区土地 画整理事業費		635,850	△ 5,000	630,850
	JR奈良駅南 1. 地区土地 画整理事業費	635,850	△ 5,000	630,850
歳出合計		3,236,000	3,000	3,239,000

平成29年度奈良市介護保険  
特別会計補正予算（第2号）

平成29年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14,586千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,438,875千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 国庫支出金		千円 6,392,718	千円 4,650	千円 6,397,368
	2. 国庫補助金	1,458,019	4,650	1,462,669
6. 繰入金		4,546,868	9,936	4,556,804
	1. 一般会計 繰入金	4,344,109	9,936	4,354,045
歳入合計		29,424,289	14,586	29,438,875

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		千円 681,383	千円 14,586	千円 695,969
	1. 総務管理費	314,006	14,586	328,592
歳出合計		29,424,289	14,586	29,438,875

1. 一般会計  
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第5号)

1. 総括

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	13,700,000	66,233	13,766,233
13 分担金及び負担金	1,305,141	23,768	1,328,909
15 国庫支出金	23,452,978	210,343	23,663,321
16 県支出金	7,867,996	122,897	7,990,893
18 寄附金	303,340	1,500	304,840
20 繰越金	404,204	318,868	723,072
22 市債	12,350,700	230,000	12,580,700
歳 入 合 計	128,310,502	973,609	129,284,111

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源		その他		
				特	地方債			
国県支出金	地方債	その他	一般財源					
1 議会費	710,754	△2,335	708,419				△2,335	
2 総務費	14,165,020	74,091	14,239,111				74,091	
3 民生費	57,482,129	114,302	57,596,431	106,537			7,765	
4 衛生費	10,259,416	296,392	10,555,808		87,800		208,592	
5 労働費	125,118	240	125,358				240	
6 農林水産業費	671,655	4,875	676,530				4,875	
7 商工費	1,485,777	4,788	1,490,565				4,788	
8 観光費	988,188	18,640	1,006,828				18,640	
9 土木費	9,826,178	63,771	9,889,949				63,771	
10 消防費	3,849,752	28,355	3,878,107				28,355	
11 教育費	10,917,090	△22,510	10,894,580			1,500	△24,010	
12 災害復旧費	148,819	393,000	541,819	226,703	142,200	23,768	329	
歳出合計	128,310,502	973,609	129,284,111	333,240	230,000	25,268	385,101	
							一般財源内訳 { 地方交付税 繰越金	
							66,233	
							318,868	

2. 歳入

第11款 地方交付税

第1項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 地方交付税	13,700,000	66,233	13,766,233	1 地方交付税	66,233	普通交付税	
計	13,700,000	66,233	13,766,233				

第11款 地方交付税

第13款 分担金及び負担金

第1項 分担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 災害復旧費分担金	347	23,768	24,115	1 農林業用施設 災害復旧事業 費分担金	23,768	農林業用施設災害復旧事業費分担金 農地災害復旧事業費分担金	8,750 15,018
計	3,842	23,768	27,610				

第13款 分担金及び負担金

第15款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 民生費国庫負担金	19,680,735	60,000	19,740,735	6 施設型給付費負担金	60,000	施設型給付費負担金	
3 災害復旧費国庫負担金	-	139,403	139,403	1 土木施設災害復旧事業費負担金	86,710	土木施設災害復旧事業費負担金	
				2 教育施設災害復旧事業費負担金	52,693	教育施設災害復旧事業費負担金	
計	19,777,902	199,403	19,977,305				

第15款 国庫支出金

第15款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	1,686,628	10,940	1,697,568	2 障害者福祉補助金	5,333	障害者地域生活支援事業費補助金 社会保障・税番号制度補助金	3,375 1,958
				6 児童措置費補助金	486	社会保障・税番号制度補助金	
				12 学童保育費補助金	1,597	放課後児童健全育成事業費補助金	
				13 介護保険会計繰出補助金	3,524	社会保障・税番号制度補助金	
計	2,065,176	10,940	2,076,116				

第15款 国庫支出金

第16款 県支出金

第1項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県負担金	5,357,304	30,000	5,387,304	5 施設型給付費負担金	30,000	施設型給付費負担金	
計	5,922,121	30,000	5,952,121				

第16款 県支出金

第16款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県補助金	1,254,828	5,597	1,260,425	2 障害者福祉費補助金	4,000	心身障害者医療助成事業費補助金	
				7 学童保育費補助金	1,597	放課後児童健全育成事業費補助金	
7 災害復旧費県補助金	7,809	87,300	95,109	1 農林業用施設災害復旧事業費補助金	87,300	農林業用施設災害復旧事業費補助金 農地災害復旧事業費補助金	45,500 41,800
計	1,618,593	92,897	1,711,490				

第16款 県支出金

第18款 寄附金

第1項 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
3 教育費寄附金	2,840	1,500	4,340	1 学校教育事業費寄附金	1,500	学校教育事業費寄附金	
計	303,340	1,500	304,840				

第18款 寄附金

第20款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	404,204	318,868	723,072	1 繰越金	318,868	歳計剰余繰越金	
計	404,204	318,868	723,072				

第20款 繰越金

第22款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
3 衛生債	509,100	87,800	596,900	1 保健衛生施設整備事業債	87,800	新斎苑整備事業債	
10 災害復旧債	130,700	142,200	272,900	1 災害復旧事業債	142,200	農林業用施設災害復旧事業債 土木施設災害復旧事業債 教育施設災害復旧事業債	36,700 79,200 26,300
計	12,350,700	230,000	12,580,700				

第22款 市債

3. 歳出  
第1款 議会費

第1項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 議会費	710,754	△2,335	708,419	一般財源 △2,335	2 給料 △2,535	3 職員手当等 △301	職員給与費等
					4 共済費 501		
計	710,754	△2,335	708,419	特定財源 一般財源 △2,335			

第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	7,321,755	56,054	7,377,809	一般財源 56,054	2 給料	137,400	職員給与費等
					3 職員手当等	△113,953	
					4 共済費	32,410	
					19 負担金補助及 び交付金	197	
計	10,219,456	56,054	10,275,510	特定財源 一般財源 56,054			

第2款 総務費

第2款 総務費

第2項 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 防災対策費	72,584	442	73,026	一般財源 442	12 役務費 85	13 委託料 357	防災対策経費
計	1,519,900	442	1,520,342	特定財源 0 一般財源 442			

第2款 総務費

第2款 総務費

第3項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 税務総務費	776,260	13,042	789,302	一般財源 13,042	2 給料 9,571	3 職員手当等 △1,476	職員給与費等
2 賦課徴収費	539,941	13,000	552,941	一般財源 13,000	23 償還金利子及 び割引料 4 共済費 4,947		自主納税促進経費
計	1,316,201	26,042	1,342,243	特定財源 0 一般財源 26,042			

第2款 総務費

第2款 総務費

第4項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本 台帳費	548,448	△15,847	532,601	一般財源 △15,847	2 給料 △7,028	3 職員手当等 △7,287	職員給与費等
					4 共済費 △1,532		
計	548,448	△15,847	532,601	特定財源 一般財源 △15,847			

第2款 総務費

第2款 総務費

第5項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 選挙管理委員会費	64,188	6,271	70,459	一般財源 6,271	2 給料 3,456	3 職員手当等 1,010	職員給与費等
					4 共済費 1,805		
計	452,188	6,271	458,459	特定財源 0 一般財源 6,271			

第2款 総務費

第2款 総務費

第6項 統計調査費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 統計調査総務費	14,751	613	15,364	一般財源 613	2 給料	234	職員給与費等
					3 職員手当等	64	
					4 共済費	315	
計	26,306	613	26,919	特定財源 0 一般財源 613			

第2款 総務費

第2款 総務費

第7項 監査委員費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 監査委員費	82,521	516	83,037	516 一般財源	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	189 △219 546	職員給与費等
計	82,521	516	83,037	0 516 特定財源 一般財源			

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	2,610,206	80,529	2,690,735	一般財源 80,529	2	給料	職員給与等 社会福祉事務経費
					3	職員手当等	77,729
					4	共済費	2,800
					13	委託料	2,800
					13	委託料	2,800
3 障害者福祉費	10,343,241	20,688	10,363,929	特定財源 (内訳) 国庫支出金 5,333 県支出金 4,000 一般財源 11,355	13	委託料	心身障害者福祉事務経費 心身障害者医療費助成経費
					20	扶助費	9,688
							11,000
9 人権文化センター費	116,176	5,659	121,835	一般財源 5,659	2	給料	職員給与等
					3	職員手当等	2,639
					4	共済費	1,625
							1,395
14 国民健康保険会計繰出金	2,749,638	△10,000	2,739,638	一般財源 △10,000	28	繰出金	国民健康保険特別会計繰出経費
15 介護保険会計繰出金	4,344,109	9,936	4,354,045	特定財源 (内訳) 国庫支出金 3,524 一般財源 6,412	28	繰出金	介護保険特別会計繰出経費
計	25,778,441	106,812	25,885,253	特定財源 12,857 一般財源 93,955			

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額		
1 児童福祉総務費	1,471,459	△2,307	1,469,152	一般財源 △2,307	2 給料	△2,410	職員給与費等	
					3 職員手当等	137		
					4 共済費	△34		
2 児童措置費	8,275,993	120,729	8,396,722	特定財源 (内訳) 国庫支出金 60,486 県支出金 30,000 一般財源 30,243	13 委託料	120,729	児童保護事務経費 民間保育所措置経費 729 120,000	
4 保育所費	2,958,202	△93,950	2,864,252	一般財源 △93,950	2 給料	△65,998	職員給与費等	
					3 職員手当等	△26,694		
					4 共済費	△1,258		
7 児童館費	182,155	△1,256	180,899	一般財源 △1,256	2 給料	△1,678	職員給与費等	
					3 職員手当等	△13		
					4 共済費	435		
8 学童保育費	656,969	4,791	661,760	特定財源 (内訳) 国庫支出金 1,597	19 負担金補助及び交付金	4,791	学童保育経費	

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
				県支出金 1,597 一般財源 1,597			
計	18,312,937	28,007	18,340,944	特定財源 93,680 一般財源 △65,673			

第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護総務費	602,884	△22,439	580,445	一般財源 △22,439	2 給料 △11,242		職員給与費等
					3 職員手当等 △9,114		
					4 共済費 △2,083		
計	13,179,884	△22,439	13,157,445	特定財源 一般財源 △22,439			

第3款 民生費

第3款 民生費

第4項 国民年金事務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 国民年金事務 取扱費	210,867	1,922	212,789	一般財源 1,922	2 給料	401	職員給与費等
					3 職員手当等	641	
					4 共済費	880	
計	210,867	1,922	212,789	特定財源 一般財源 0 1,922			

第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 墓地火葬場費	87,542	4,836	92,378	一般財源 4,836	2 給料 2,461	3 職員手当等 1,577	職員給与費等
6 保健衛生施設 整備事業費	79,700	167,723	247,423	特定財源 (内訳) 市債 87,800 一般財源 79,923	17 公有財産購入 費 167,723		新斎苑整備事業
計	1,929,108	172,559	2,101,667	特定財源 87,800 一般財源 84,759			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所経務費	966,562	△18,579	947,983	一般財源 △18,579	2 給料 △6,606	3 職員手当等 △14,315	職員給与費等
					4 共済費 2,342		
計	1,902,553	△18,579	1,883,974	特定財源 一般財源 △18,579			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第3項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 清掃総務費	1,694,323	88,148	1,782,471	一般財源 88,148	2 給料	54,076	職員給与費等
					3 職員手当等	14,666	
					4 共済費	19,406	
2 塵芥処理費	1,742,361	52,864	1,795,225	一般財源 52,864	2 給料	32,596	職員給与費等
					3 職員手当等	7,232	
					4 共済費	13,036	
7 清掃施設整備 事業費	240,117	1,400	241,517	一般財源 1,400	2 給料	827	職員給与費等
					3 職員手当等	554	
					4 共済費	19	
計	5,764,523	142,412	5,906,935	特定財源 0 一般財源 142,412			

第4款 衛生費

第5款 労働費

第1項 労働諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 労働諸費	125,118	240	125,358	一般財源 240	2 給料	68	職員給与費等
					3 職員手当等	48	
					4 共済費	124	
計	125,118	240	125,358	特定財源 0 一般財源 240			

第5款 労働費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額		
1 農業委員会費	84,908	2,132	87,040	一般財源 2,132	2 給料	1,084	職員給与費等	
					3 職員手当等	361		
					4 共済費	687		
					2 給料	2,488		
2 農業総務費	45,127	6,443	51,570	一般財源 6,443	3 職員手当等	2,597	職員給与費等	
					4 共済費	1,358		
					2 給料	2,488		
4 土地基盤整備 事業費	146,524	△3,700	142,824	一般財源 △3,700	2 給料	△2,423	職員給与費等	
					3 職員手当等	△1,030		
					4 共済費	△247		
					2 給料	△2,423		
計	671,655	4,875	676,530	特定財源 0 一般財源 4,875				

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 商工総務費	92,366	4,788	97,154	一般財源 4,788	2 給料 2,453		職員給与費等
					3 職員手当等 1,119		
					4 共済費 1,216		
計	1,485,777	4,788	1,490,565	特定財源 一般財源 0 4,788			

第7款 商工費

第8款 観光費

第1項 観光費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 観光総務費	282,910	18,640	301,550	18,640 一般財源	2 給料	10,683	職員給与費等
					3 職員手当等	5,383	
					4 共済費	2,574	
計	988,188	18,640	1,006,828	特定財源 一般財源			

第8款 観光費

第9款 土木費

第1項 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 土木総務費	81,780	△7,972	73,808	一般財源 △7,972	2 給料 △4,369	3 職員手当等 △2,642	職員給与費等
					4 共済費 △961		
計	120,529	△7,972	112,557	特定財源 一般財源 △7,972			

第9款 土木費

第9款 土木費

第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 道路橋梁給務費	1,006,632	△8,090	998,542	一般財源 △8,090	2 給料	△3,381	職員給与費等
					3 職員手当等	△4,514	
					4 共済費	△195	
2 道路橋梁維持費	729,000	70,300	799,300	一般財源 70,300	2 給料	△118	職員給与費等 道路橋梁維持補修経費 300 70,000
					3 職員手当等	261	
					4 共済費	157	
					11 需用費	10,000	
					13 委託料	15,000	
					15 工事請負費	45,000	
3 道路橋梁新設改良費	1,004,100	△35,000	969,100	一般財源 △35,000	2 給料	△17,498	職員給与費等
					3 職員手当等	△13,165	
					4 共済費	△4,337	
計	2,739,732	27,210	2,766,942	特定財源 一般財源 0 27,210			

第9款 土木費

第9款 土木費

第3項 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 河川総務費	19,454	3,125	22,579	一般財源 3,125	2 給料 1,126	3 職員手当等 1,337	職員給与費等
2 河川堤防維持費	100,000	25,000	125,000	一般財源 25,000	13 委託料 2,000	15 工事請負費 23,000	河川維持補修経費
3 河川堤防改修費	489,000	1,900	490,900	一般財源 1,900	2 給料 △83	3 職員手当等 1,481	職員給与費等
					4 共済費 502		
計	608,454	30,025	638,479	特定財源 0 一般財源 30,025			

第9款 土木費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 都市計画総務費	398,794	21,328	420,122	一般財源 21,328	2	給料	職員給与費等 9,748
					3	職員手当等	6,478
					4	共済費	5,102
					2	給料	職員給与費等 △4,437
4 街路事業費	1,608,200	△7,300	1,600,900	一般財源 △7,300	3	職員手当等	△2,186
					4	共済費	△677
					2	給料	職員給与費等 △32
10 公園事業費	200,100	△100	200,000	一般財源 △100	3	職員手当等	37
					4	共済費	△105
					2	給料	職員給与費等
12 土地区画整理 事業会計繰出 金	813,326	3,000	816,326	一般財源 3,000	28	繰出金	土地区画整理事業特別会計繰出経費 3,000
					計	3,945,846	3,962,774

第9款 土木費

第9款 土木費

第6項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 住宅管理費	374,960	△2,020	372,940	一般財源 △2,020	2 給料	187	職員給与費等
					3 職員手当等	△2,164	
					4 共済費	△43	
2 公営住宅整備 事業費	144,000	△400	143,600	一般財源 △400	2 給料	△228	職員給与費等
					3 職員手当等	△666	
					4 共済費	494	
計	518,960	△2,420	516,540	特定財源 一般財源 0 △2,420			

第9款 土木費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 常備消防費	3,572,916	28,155	3,601,071	一般財源 28,155	2 給料	15,057	職員給与費等
					3 職員手当等	△12,076	
					4 共済費	25,184	
					19 負担金補助及 び交付金	△10	
5 消防施設費	104,300	200	104,500	一般財源 200	2 給料	△244	職員給与費等
					3 職員手当等	234	
					4 共済費	210	
計	3,849,752	28,355	3,878,107	特定財源 一般財源 0 28,355			

第10款 消防費

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 教育委員会費	1,485,256	△20,914	1,464,342	一般財源 △20,914	2 給料	13,178	職員給与費等
					3 職員手当等	15,481	
					4 共済費	△49,573	
2 教育振興費	1,000,675	1,500	1,002,175	特定財源 (内訳) 寄附金 1,500	18 備品購入費	1,500	特別支援教育推進経費
計	2,586,313	△19,414	2,516,899	特定財源 一般財源 △20,914			

第11款 教育費

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 小学校管理費	717,784	△7,967	709,817	一般財源 △7,967	2 給料 △3,665	職員給与費等	
					3 職員手当等 △1,969		
					4 共済費 △2,333		
2 小学校教育振興費	63,558	23,000	86,558	一般財源 23,000	20 扶助費	要・準要保護児童就学援助経費	
4 小学校施設整備事業費	654,300	△2,900	651,400	一般財源 △2,900	2 給料 △848	職員給与費等	
					3 職員手当等 △1,920		
					4 共済費 △132		
計	1,678,560	12,133	1,690,693	特定財源 0 一般財源 12,133			

第11款 教育費

第11款 教育費

第3項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額	金額	
1 中学校管理費	367,574	272	367,846	一般財源 272	3 職員手当等 813 4 共済費 △541		職員給与費等	
2 中学校教育振興費	76,911	9,000	85,911	一般財源 9,000	20 扶助費	9,000	要・準要保護生徒就学援助経費	
4 中学校施設整備事業費	100,700	600	101,300	一般財源 600	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	128 212 260	職員給与費等	
計	668,769	9,872	678,641	特定財源 0 一般財源 9,872				

第11款 教育費

第11款 教育費

第4項 高等学校校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 全日制高等学校費	1,001,594	△1,500	1,000,094	一般財源 △1,500	3 職員手当等	△1,526	職員給与費等
					19 負担金補助及び交付金	26	
計	1,008,182	△1,500	1,006,682	特定財源 一般財源 0 △1,500			

第11款 教育費

第11款 教育費

第5項 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 幼稚園費	979,323	18,264	997,587	一般財源 18,264	2 給料 △3,090	3 職員手当等 9,688	職員給与費等
					4 共済費 11,695		
					19 負担金補助及 び交付金 △29		
計	981,323	18,264	999,587	特定財源 0 一般財源 18,264			

第11款 教育費

第11款 教育費

第7項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 学校給食費	2,495,123	△41,865	2,453,258	一般財源 △41,865	2 給料 △20,672	3 職員手当等 △8,801	職員給与費等
					4 共済費 △12,392		
計	2,679,814	△41,865	2,637,949	特定財源 一般財源 △41,865			

第11款 教育費

第12款 災害復旧費

第1項 農林水産業施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農林業用施設 災害復旧事業 費	28,819	148,000	176,819	特定財源 147,768  (内訳) 県支出金 87,300 市債 36,700 分担金及び負担金 23,768  一般財源 232	11 需用費	228	農地災害復旧事業 78,000 農業用施設災害復旧事業 70,000
					15 工事請負費	147,772	
計	28,819	148,000	176,819	特定財源 147,768 一般財源 232			

第12款 災害復旧費

第12款 災害復旧費

第2項 土木施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 土木施設災害 復旧事業費	105,000	166,000	271,000	特定財源 165,910 (内訳) 国庫支出金 86,710 市債 79,200 一般財源 90	15 工事請負費	166,000	道路災害復旧補助事業 130,000 道路災害復旧単独事業 36,000
計	105,000	166,000	271,000	特定財源 165,910 一般財源 90			

第12款 災害復旧費

第12款 災害復旧費

第3項 教育施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 教育施設災害 復旧事業費	15,000	79,000	94,000	78,993 特定財源 (内訳) 国庫支出金 52,693 市債 26,300 一般財源 7	15	79,000 工事請負費	教育施設災害復旧事業
計	15,000	79,000	94,000	78,993 特定財源 一般財源			

第12款 災害復旧費

## 4. 給与費明細書

### 1. 特別職

区分	職員数 (人)	給						与			合 計	備 考 (期末手当の 年間支給率)
		報 酬	給 料	期 末 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	そ の 他 手 当	計	共 済 費			
補正後	長 等	3	33,816	14,125	3,382	252		51,575	7,855	59,430	(3.25)	
	議 員	39	278,764	109,070				387,834	108,620	496,454	(3.25)	
	その他の 特別職	53	30,344	6,732	1,584	281		54,769	4,637	59,406	(3.25)	
	計	95	309,108	129,927	4,966	533		494,178	121,112	615,290		
補正前	長 等	3	33,816	14,125	3,382	252		51,575	7,711	59,286	(3.25)	
	議 員	39	278,764	109,070				387,834	108,620	496,454	(3.25)	
	その他の 特別職	53	30,344	6,732	1,584	281		54,769	4,469	59,238	(3.25)	
	計	95	309,108	129,927	4,966	533		494,178	120,800	614,978		
比 較	長 等								144	144		
	議 員											
	その他の 特別職								168	168		
	計								312	312		

2. 一般職  
(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職 員 手 当	計			
補正後	2,455 [297]	10,219,190	9,612,345	19,831,535	3,749,296	23,580,831	
補正前	2,464 [330]	10,036,369	9,744,585	19,780,954	3,674,973	23,455,927	
比 較	△ 9 [△33]	182,821	△ 132,240	50,581	74,323	124,904	

[ ]は再任用職員の外数

区分	扶養手当	初任給調整手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当
職員手当の 補正後	283,241	6,940	297,369	1,074,540	844,343	43,594	2,682,531
補正前	298,788	6,940	323,301	1,059,167	844,343	38,998	2,678,330
比 較	△ 15,547		△ 25,932	15,373		4,596	4,201

区分	勤勉手当	教員特別手当	宿日直手当	管理職手当	住居手当	単身赴任手当	管理職員 特別勤務手当	退職手当
職員手当の 補正後	1,712,407	6,867	30	371,271	169,867	648	12,961	2,105,736
補正前	1,723,409	6,867	30	359,169	186,569	3,432	15,242	2,200,000
比 較	△ 11,002			12,102	△ 16,702	△ 2,784	△ 2,281	△ 94,264

(単位:千円)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	182,821	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	182,821	
職員手当	△ 132,240	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 132,240	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	一般行政職	技能労務職	消防職	教育職(二)
平成29年10月1日 現在	平均給料月額 (円)	309,171	346,165	315,237	368,591
	平均給与月額 (円)	404,337	463,928	436,611	434,386
	平均年齢 (歳)	42.0	50.3	42.2	43.9
平成29年1月1日 現在	平均給料月額 (円)	319,549	351,680	319,724	369,987
	平均給与月額 (円)	406,857	507,386	459,479	427,873
	平均年齢 (歳)	42.3	50.1	41.7	44.0

イ 初任給

区分	学歴	一般行政職 (円)	技能労務職 (円)	消防職 (円)	教育職(二) (円)
平成29年1月1日	高校卒	150,500		161,700	
	短大卒	161,700			
	大学卒	184,800			206,400
国の制度	高校卒	146,100			
	短大卒	155,800			
	大学卒	178,200			

(単位:人・%)

ウ 級別職員数 [ ]は再任用職員の職員数及び構成比

区分	一般行政職			技能労務職			消防職			教育職(二)		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成29年 10月1日 現在	1	165	10.1	1	20	5.9	1	60	15.9	1	15	15.0 [100.0]
	2	312	19.1	2	7	2.1	2	64	16.9	2	82	82.0
	3	388 [198]	23.7 [96.1]	3	135 [57]	40.2 [100.0]	3	54 [31]	14.3 [100.0]	3	3	3.0
	4	367	22.4	4	160	47.6	4	127	33.6	4		
	5	199 [2]	12.2 [1.0]	5	13	3.9	5	48	12.7	5		
	6	67 [6]	4.1 [2.9]	6	1	0.3	6	13	3.4	6		
	7	82	5.0	7			7	6	1.6	7		
	8	34	2.1	8			8	5	1.3	8		
	9	21	1.3	9			9	1	0.3	9		
	10			10			10			10		
計	1,635 [206]	100.0 [100.0]	計	336 [57]	100.0 [100.0]	計	378 [31]	100.0 [100.0]	計	100 [3]	100.0 [100.0]	

区分	一般行政職			技能労務職			消防職			教育職(二)		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成29年 1月1日 現在	1	157	9.5	1	14	4.1	1	68	17.8	1	13	13.3 [100.0]
	2	323	19.6	2	5	1.5	2	67	17.5	2	82	83.7
	3	114 [187]	6.9 [100.0]	3	11 [55]	3.2 [100.0]	3	20 [23]	5.2 [100.0]	3	3	3.0
	4	255	15.5	4	146	42.8	4	21	5.5	4		
	5	410	24.9	5	152	44.6	5	137	35.8	5		
	6	207	12.6	6	12	3.5	6	45	11.7	6		
	7	37	2.2	7	1	0.3	7	12	3.1	7		
	8	123	7.5	8			8	12	3.1	8		
	9	22	1.3	9			9	1	0.3	9		
	10			10			10			10		
計	1,648 [187]	100.0 [100.0]	計	341 [55]	100.0 [100.0]	計	383 [23]	100.0 [100.0]	計	98 [4]	100.0 [100.0]	

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

エ 号給別職員数(特定任期付職員) (単位:人・%)

区分	一般行政職	
	号給	職員数 構成比
平成29年 10月1日	1	2 33.3
	2	1 16.7
	3	
	4	2 33.3
	5	1 16.7
	6	
	計	6 100.0

区分	一般行政職	
	号給	職員数 構成比
平成29年 1月1日	1	1 25.0
	2	1 25.0
	3	
	4	1 25.0
	5	1 25.0
	6	
	計	4 100.0

(号給別の標準的な職務内容)

区分	1号給	2号給	3号給	4号給	5号給	6号給
一般行政職	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

才昇給

職 昇給に係る職員数	区分		合計	代表的な職種			
	数(A)(人)	数(B)(人)		一般行政職	技能労務職	消防職	教育職(二)
2,449	1,635	336	2,449	1,635	336	378	100
1,664	1,131	179	1,664	1,131	179	284	70
15	3	10	15	3	10	1	1
13	7	4	13	7	4	2	
31	26	3	31	26	3	2	
1,603	1,095	162	1,603	1,095	162	279	67
1			1				1
1			1				1
67.9	69.2	53.3	67.9	69.2	53.3	75.1	70.0
2,456	1,649	326	2,456	1,649	326	383	98
2,087	1,424	251	2,087	1,424	251	327	85
15			15				
60	54		60	54		6	
2,012	1,370	251	2,012	1,370	251	321	70
85.0	86.4	77.0	85.0	86.4	77.0	85.4	86.7

力期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 等級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	2.075 [1.050]	2.225 [1.200]	4.30 [2.25]	有	国と同じ
補正前	2.075 [1.050]	2.225 [1.200]	4.30 [2.25]	有	国と同じ
国の制度	2.075 [1.050]	2.225 [1.200]	4.30 [2.25]	有	

[ ]は再任用職員の支給率

期末手当(特定任期付職員)

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の等級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	1.625	1.625	3.25	有	国と同じ
補正前	1.625	1.625	3.25	有	国と同じ
国の制度	1.625	1.625	3.25	有	

キ 定年退職及び定年前早期退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	国と同じ
国の 支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

ク 地域手当

支給対象地域	5級地	
支給率(%)	10 [16]	6 (5)
支給対象職員数(人)	2,352 [3]	85 (15)
国の指定基準に基づく支給率(%)	10 [16]	

[ ]は医師

ケ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種		
		一般行政職	技能労務職	消防職
給料総額に対する比率 (%)	0.43	0.05	0.92	1.30
支給対象職員比率 (%) (平成29年10月1日現在)	22.92	4.55	50.00	76.13
代表的な特殊勤務手当の名称	消防活動手当 防疫等業務手当 危険作業手当			

コ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	異なる	配偶者の扶養手当額
住居手当	同じ	
	同じ	交通機関利用者 自動車利用者
通勤手当	異なる	2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,200円)、10km以上15km未満10,500円(国は7,100円)、15km以上20km未満12,500円(国は10,000円)、20km以上25km未満15,000円(国は12,900円)、25km以上30km未満17,500円(国は15,800円)、30km以上35km未満20,000円(国は18,700円)、35km以上40km未満22,500円(国は21,600円)、40km以上45km未満25,000円(国は24,400円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満26,200円、50km以上55km未満28,000円、55km以上60km未満29,800円、60km以上31,600円)

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み  
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(1. 追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
田原小学校スクールバス 運行業務委託	7,128			平成29年度 から 平成30年度 まで	7,128					7,128
学校給食食材調達経費	40,000			平成29年度 から 平成30年度 まで	40,000			39,412		588
指定管理者による 奈良市月ヶ瀬福祉センターの 管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額			平成30年度 から 平成34年度 まで	限度額 に同じ					全 額
指定管理者による 奈良市都祁福祉センターの 管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額			平成30年度 から 平成34年度 まで	限度額 に同じ					全 額

指定管理者による 奈良市東福社センターほか 3施設の管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成34年度 まで	限度額 に同じ			全 額
指定管理者による 奈良市東里老人憩るの 家管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成34年度 まで	限度額 に同じ			全 額
指定管理者による 奈良市鳥見老人憩るの 家管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成34年度 まで	限度額 に同じ			全 額
指定管理者による 奈良市登美ヶ丘老人憩るの 家管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成34年度 まで	限度額 に同じ			全 額
指定管理者による 奈良市横井老人憩るの 家管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成34年度 まで	限度額 に同じ			全 額
指定管理者による 奈良市杏中老人憩るの 家管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成34年度 まで	限度額 に同じ			全 額

事 項	限 度 額	前 年 度 ( 見 込 ) の 支 出 額		当 該 年 度 予 定 額 以 降 の 支 出 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
指 奈 管 定 良 市 理 管 杏 南 理 者 老 人 憩 る 家 の 経 費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成34年度まで	限度額に同じ					全 額
指 奈 管 定 良 市 理 管 八 条 理 者 老 人 憩 る 家 の 経 費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成34年度まで	限度額に同じ					全 額
指 奈 管 定 良 市 理 管 東 之 阪 理 者 老 人 憩 る 家 の 経 費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成34年度まで	限度額に同じ					全 額
指 奈 管 定 良 市 理 管 田 原 理 者 老 人 憩 る 家 の 経 費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成34年度まで	限度額に同じ					全 額
指 奈 管 定 良 市 理 管 狭 川 理 者 老 人 憩 る 家 の 経 費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成34年度まで	限度額に同じ					全 額

指奈管 定良市 管古市 理市要 者人憩 にに るの 家費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成34年度 まで	限度額 に同じ				全 額
指奈管 定良市 管大柳 理市要 者人憩 にに るの 家費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成34年度 まで	限度額 に同じ				全 額
指奈管 定良市 管柳生 理市要 者人憩 にに るの 家費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成34年度 まで	限度額 に同じ				全 額
指奈管 定良市 管梅園 理市要 者人憩 にに るの 家費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成34年度 まで	限度額 に同じ				全 額
指奈管 定良市 管西之 理市要 者人憩 にに るの 家費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成34年度 まで	限度額 に同じ				全 額
指奈管 定良市 管石打 理市要 者人憩 にに るの 家費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成34年度 まで	限度額 に同じ				全 額

事 項	限 度 額	前 年 度 ( 見 込 ) の 額		当 該 年 度 予 定 額 の		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
指 奈 管 定 市 桃 香 野 老 人 憩 居 費 管 理 要 求 者 による家の経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成34年度まで	限度額に同じ					全 額
指 奈 管 定 市 尾 山 老 人 憩 居 費 管 理 要 求 者 による家の経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成34年度まで	限度額に同じ					全 額
指 奈 管 定 市 田 原 老 人 軽 作 業 場 の 経 費 管 理 要 求 者 による軽作業場の経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成34年度まで	限度額に同じ					全 額
指 奈 管 定 市 並 松 老 人 憩 居 費 管 理 要 求 者 による憩居場の経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成34年度まで	限度額に同じ					全 額
指 奈 管 定 市 東 同 裕 老 人 憩 居 費 管 理 要 求 者 による憩居場の経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成32年度まで	限度額に同じ					全 額

指奈管 定良理 管市横 理井要 者共す に同る の場経 るの費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額					平成30年度 から 平成32年度 まで	限度額 に同じ			全額
指奈管 定良理 管市古 理西要 者共す に同る の場経 るの費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額					平成30年度 から 平成32年度 まで	限度額 に同じ			全額
指奈管 定良理 管市杏 理中要 者共す に同る の場経 るの費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額					平成30年度 から 平成32年度 まで	限度額 に同じ			全額
指奈管 定良理 管市な 理ち要 者共す に同る の場経 るの費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額					平成30年度 から 平成32年度 まで	限度額 に同じ			全額
指奈管 定良理 管市音 理声要 者共す に同る の場経 るの費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額					平成30年度 から 平成32年度 まで	限度額 に同じ			全額
指奈管 定良理 管市0 理年要 者共す に同る の場経 るの費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額					平成30年度 から 平成32年度 まで	限度額 に同じ			全額

事 項	限 度 額	前 年 度 未 来 ( 見 込 ) の 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
指 定 管 理 者 に よ る 奈 良 市 西 部 会 館 民 用 ホール の 経 費 管 理 に 要 する 額	協 定 に 基 づ き 決 定 し た 指 定 期 間 中 に お け る 管 理 に 要 する 額			平 成 30 年 度 平 成 34 年 度 まで	限 度 額 に 同 じ					全 額
指 定 管 理 者 に よ る 奈 良 市 美 術 館 の 経 費 管 理 に 要 する 額	協 定 に 基 づ き 決 定 し た 指 定 期 間 中 に お け る 管 理 に 要 する 額			平 成 30 年 度 平 成 32 年 度 まで	限 度 額 に 同 じ					全 額
指 定 管 理 者 に よ る 奈 良 市 北 部 会 館 民 用 ホール の 文 化 管 理 に 要 する 経 費	協 定 に 基 づ き 決 定 し た 指 定 期 間 中 に お け る 管 理 に 要 する 額			平 成 30 年 度 平 成 34 年 度 まで	限 度 額 に 同 じ					全 額
指 定 管 理 者 に よ る 奈 良 市 都 祁 交 流 センター の 経 費 管 理 に 要 する 額	協 定 に 基 づ き 決 定 し た 指 定 期 間 中 に お け る 管 理 に 要 する 額			平 成 30 年 度 平 成 34 年 度 まで	限 度 額 に 同 じ					全 額
指 定 管 理 者 に よ る 奈 良 市 ボランティア センター の 経 費 管 理 に 要 する 額	協 定 に 基 づ き 決 定 し た 指 定 期 間 中 に お け る 管 理 に 要 する 額			平 成 30 年 度 平 成 34 年 度 まで	限 度 額 に 同 じ					全 額

指定管理者による 奈良市緑ヶ丘球場の 管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成32年度 まで	限度額 に同じ				全額
指定管理者による 奈良市都祁体育館の 管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成34年度 まで	限度額 に同じ				全額
指定管理者による 奈良市都祁生漕スポ ーツセンターほかに 3施設の管理に要 する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成34年度 まで	限度額 に同じ				全額
指定管理者による 奈良市営西部会館駐 車場の管理に要す る経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成32年度 まで	限度額 に同じ				全額
指定管理者による 奈良市杏南第一駐車 場の管理に要する 経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成32年度 まで	限度額 に同じ				全額
指定管理者による 奈良市横井第二駐車 場の管理に要する 経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成32年度 まで	限度額 に同じ				全額

事 項	限 度 額	前 年 度 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
指 定 管 理 者 に よ る 奈 良 市 八 条 第 一 駐 車 場 ほか 1 施 設 の 管 理 に 要 す る 経 費	協 定 に 基 づ き 決 定 し た 指 定 期 間 中 に お け る 管 理 に 要 す る 額			平 成 30 年 度 平 成 32 年 度 まで	限 度 額 に 同 じ					全 額
指 定 管 理 者 に よ る 奈 良 市 中 杏 第 一 駐 車 場 ほか 1 施 設 の 管 理 に 要 す る 経 費	協 定 に 基 づ き 決 定 し た 指 定 期 間 中 に お け る 管 理 に 要 す る 額			平 成 30 年 度 平 成 32 年 度 まで	限 度 額 に 同 じ					全 額
指 定 管 理 者 に よ る 奈 良 市 東 之 阪 駐 車 場 の 管 理 に 要 す る 経 費	協 定 に 基 づ き 決 定 し た 指 定 期 間 中 に お け る 管 理 に 要 す る 額			平 成 30 年 度 平 成 32 年 度 まで	限 度 額 に 同 じ					全 額
指 定 管 理 者 に よ る 奈 良 市 中 筋 自 転 車 駐 車 場 ほか 4 施 設 の 管 理 に 要 す る 経 費	協 定 に 基 づ き 決 定 し た 指 定 期 間 中 に お け る 管 理 に 要 す る 額			平 成 30 年 度 平 成 34 年 度 まで	限 度 額 に 同 じ					全 額
指 定 管 理 者 に よ る 旧 柳 生 藩 家 老 屋 敷 ほか 2 施 設 の 管 理 に 要 す る 経 費	協 定 に 基 づ き 決 定 し た 指 定 期 間 中 に お け る 管 理 に 要 す る 額			平 成 30 年 度 平 成 34 年 度 まで	限 度 額 に 同 じ					全 額

指定管理者による 奈良市転害門前観光駐車場の 管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成34年度 まで	限度額 に同じ			全 額
指定管理者による 奈良市勤労者総合センター の管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成32年度 まで	限度額 に同じ			全 額
指定管理者による ならびに工芸館の 管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成34年度 まで	限度額 に同じ			全 額
指定管理者による 奈良市生涯学習センターほか 23施設の管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成34年度 まで	限度額 に同じ			全 額
指定管理者による 西部公民館学園大和分館の 管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成31年度 まで	限度額 に同じ			全 額
指定管理者による 南公民館精華分館の 管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成31年度 まで	限度額 に同じ			全 額

事 項	限 度 額	前 年 度 ( 見 込 ) の 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源			
							国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
指 南 管 理 者 に よ る 指 南 管 理 者 館 東 九 条 分 館 の 経 費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成31年度まで	限度額に同じ					全 額
指 南 管 理 者 に よ る 指 南 管 理 者 館 明 治 分 館 の 経 費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成31年度まで	限度額に同じ					全 額
指 三 笠 管 理 者 に よ る 指 三 笠 管 理 者 館 大 安 西 分 館 の 経 費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成31年度まで	限度額に同じ					全 額
指 田 管 理 者 に よ る 指 田 管 理 者 館 横 田 分 館 の 経 費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成31年度まで	限度額に同じ					全 額
指 田 管 理 者 に よ る 指 田 管 理 者 館 水 間 分 館 の 経 費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成31年度まで	限度額に同じ					全 額

指田管 指原公 指理民 指生公 指理に 指要す 指館の 指分経 指費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成31年度 まで	限度額 に同じ			全 額
指富管 指理館 指元す 指町分 指館の 指経 指費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成31年度 まで	限度額 に同じ			全 額
指柳管 指理館 指興す 指原分 指館の 指経 指費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成31年度 まで	限度額 に同じ			全 額
指柳管 指理館 指地す 指野分 指館の 指経 指費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成31年度 まで	限度額 に同じ			全 額
指柳管 指理館 指丹す 指生分 指館の 指経 指費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成31年度 まで	限度額 に同じ			全 額
指柳管 指理館 指北す 指野分 指館の 指経 指費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年度 から 平成31年度 まで	限度額 に同じ			全 額

事 項	限 度 額	前年度（見込）額		当該年度以降の額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他				
指 若 管 定 草 理 公 民 館 要 保 分 経 者 館 費 による	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成31年度まで	限度額に同じ					全 額
指 興 管 定 東 理 公 民 館 要 保 分 経 者 館 費 による	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成31年度まで	限度額に同じ					全 額
指 興 管 定 東 理 公 民 館 要 保 分 経 者 館 費 による	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成31年度まで	限度額に同じ					全 額
指 興 管 定 東 理 公 民 館 要 保 分 経 者 館 費 による	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成31年度まで	限度額に同じ					全 額
指 春 管 定 日 公 民 館 要 保 分 経 者 館 費 による	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成31年度まで	限度額に同じ					全 額

指春管 定日公 管民館 理に要 するの 費用	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年 度から 平成31年 度まで	限度額 に同じ				全 額
指春管 定日公 管民館 理に要 するの 費用	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年 度から 平成31年 度まで	限度額 に同じ				全 額
指二管 定名公 管民館 理に要 するの 費用	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年 度から 平成31年 度まで	限度額 に同じ				全 額
指二管 定名公 管民館 理に要 するの 費用	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年 度から 平成31年 度まで	限度額 に同じ				全 額
指京管 定西公 管民館 理に要 するの 費用	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年 度から 平成31年 度まで	限度額 に同じ				全 額
指伏管 定見公 管民館 理に要 するの 費用	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額				平成30年 度から 平成31年 度まで	限度額 に同じ				全 額

事 項	限 度 額	前 年 度 ( 見 込 ) の 額		当 該 年 度 以 降 の 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
指 平 管 定 城 公 民 館 歌 者 に よ る の 経 費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成31年度まで	限度額に同じ					全 額
指 飛 管 定 鳥 公 民 館 白 毫 寺 に よ る の 経 費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成31年度まで	限度額に同じ					全 額
指 都 管 定 跡 公 民 館 佐 紀 に よ る の 経 費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成31年度まで	限度額に同じ					全 額
指 奈 管 定 市 黒 髮 山 キ ャ ン ペ ー ン プ ラ イ ー ル ド の 管 理 に 要 す る 経 費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成34年度まで	限度額に同じ					全 額
指 上 管 定 深 川 歴 史 民 俗 資 料 館 に よ る の 経 費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成30年度から平成34年度まで	限度額に同じ					全 額

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

( 単位 千円 )

区 分	補 正 前		補 正 後	
	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額
	当該年度中起債見込額		当該年度中起債見込額	
1. 普通債	5,225,900	98,243,834	5,313,700	98,331,634
(4) その他	1,294,800	30,555,579	1,382,600	30,643,379
2. 災害復旧債	130,700	239,685	272,900	381,885
(1) 土木	105,000	206,832	184,200	286,032
(2) その他	25,700	32,853	88,700	95,853
合 計	12,350,700	202,150,952	12,580,700	202,380,952

2. 国民健康保険特別会計  
 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 繰入金	2,894,240	△10,000	2,884,240
歳 入 合 計	44,709,067	△10,000	44,699,067

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
1 総務費	370,699	△10,000	360,699			△10,000
歳 出 合 計	44,709,067	△10,000	44,699,067			△10,000

一般財源内訳 繰入金 　　△10,000

2. 歳入

第9款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	2,749,638	△10,000	2,739,638	2 職員給与等繰入金	△10,000	職員給与等繰入金
計	2,749,638	△10,000	2,739,638			

国民健康保険特別会計

3. 歳出  
第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	278,092	△10,000	268,092	一般財源 △10,000	2 給料 △7,773	3 職員手当等 △1,551	職員給与費等
					4 共済費 △676		
計	294,392	△10,000	284,392	特定財源 一般財源 △10,000			

国民健康保険特別会計

## 4. 給与費明細書

1. 一般職  
(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給与			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	費計			
補正後	20	67,674	57,691	125,365	26,635	152,000	
補正前	22	75,447	59,242	134,689	27,311	162,000	
比較	△ 2	△ 7,773	△ 1,551	△ 9,324	△ 676	△ 10,000	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当
職員手当の内訳	補正後	1,476	1,998	7,085	13,186	4	18,498	12,365
	補正前	963	1,850	7,792	13,186	4	19,195	12,614
	比較	513	148	△ 707			△ 697	△ 249

職員手当の内訳	区分	管理職手当	住居手当	管理職員特別勤務手当
職員手当の内訳	補正後	1,491	1,584	4
	補正前	1,636	1,998	4
	比較	△ 145	△ 414	

(単位:千円)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	△ 7,773	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 7,773	
職員手当	△ 1,551	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 1,551	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	一般行政職
平成29年10月1日 現在	平均給料月額 (円)	264,769
	平均給与月額 (円)	356,519
	平均年齢 (歳)	34.7
平成29年1月1日 現在	平均給料月額 (円)	277,326
	平均給与月額 (円)	362,221
	平均年齢 (歳)	35.5

イ 初任給

区分	学歴	一般行政職(円)
平成29年1月1日	高校卒	150,500
	短大卒	161,700
	大学卒	184,800
国の制度	高校卒	146,100
	短大卒	155,800
	大学卒	178,200

ウ 級別職員数 (単位:人・%)

区分	一般行政職		
	級	職員数	構成比
平成29年 10月1日 現在	1	5	25.0
	2	6	30.0
	3	3	15.0
	4	4	20.0
	5	1	5.0
	6	1	5.0
	7		
	8		
	9		
	10		
	計	20	100.0

区分	一般行政職		
	級	職員数	構成比
平成29年 1月1日 現在	1	4	18.2
	2	7	31.8
	3	3	13.7
	4	2	9.1
	5	4	18.2
	6		
	7	1	4.5
	8	1	4.5
	9		
	10		
	計	22	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

昇給

	区分				合計	職種 一般行政職
	職員数 (A)	職員数 (B)	(A) / (B) (%)	(B) / (A) (%)		
補正後	昇給に係る職員数					
	1号給 (人)					
	2号給 (人)					
	3号給 (人)					
	4号給 (人)					
比率 (B) / (A) (%)						
補正前	職員数 (A)					
	職員数 (B)					
	1号給 (人)					
	2号給 (人)					
	3号給 (人)					
4号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)						

才期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	2.075	2.225	4.30	有	国と同じ
補正前	2.075	2.225	4.30	有	国と同じ
国の制度	2.075	2.225	4.30	有	

カ 地域手当

支給対象地域	5級地
支給率 (%)	10
支給対象職員数(人)	20
国の指定基準に基づく支給率(%)	10

キ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	異なる	配偶者の扶養手当額
住居手当	同じ	
通勤手当	同じ	交通機関利用者 自動車利用者
	異なる	2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,200円)、10km以上15km未満10,500円(国は7,100円)、15km以上20km未満12,500円(国は10,000円)、20km以上25km未満15,000円(国は12,900円)、25km以上30km未満17,500円(国は15,800円)、30km以上35km未満20,000円(国は18,700円)、35km以上40km未満22,500円(国は21,600円)、40km以上45km未満25,000円(国は24,400円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満26,200円、50km以上55km未満28,000円、55km以上60km未満29,800円、60km以上31,600円)

3. 土地区画整理事業特別会計  
 (1) 土地区画整理事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	813,326	3,000	816,326
歳 入 合 計	3,236,000	3,000	3,239,000

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	1,926,550	8,000	1,934,550			8,000
2 J R奈良駅南地区土地区画整理事業費	635,850	△5,000	630,850			△5,000
歳 出 合 計	3,236,000	3,000	3,239,000			3,000

一般財源内訳 繰入金 3,000

2. 歳入

第2款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	813,326	3,000	816,326	1 一般会計繰入金	3,000	一般会計繰入金	
計	813,326	3,000	816,326				

土地区画整理事業特別会計

3. 歳出

第1款 西大寺駅南地区土地区画整理事業費

第1項 西大寺駅南地区土地区画整理事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	1,926,550	8,000	1,934,550	一般財源 8,000	2 給料	1,224	職員給与費等
					3 職員手当等	4,099	
					4 共済費	2,677	
計	1,926,550	8,000	1,934,550	特定財源 0 一般財源 8,000			

土地区画整理事業特別会計

第2款 J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費

第1項 J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 内訳	節		説明
					区分	金額	
1 J R 奈良駅南 地区土地区画 整理事業費	635, 850	△5, 000	630, 850	一般財源 △5, 000	2 給料	△801	職員給与費等
					3 職員手当等	△2, 568	
					4 共済費	△1, 631	
計	635, 850	△5, 000	630, 850	特定財源 0 一般財源 △5, 000			

土地区画整理事業特別会計

## 4. 給与費明細書

### 1. 一般職

#### (1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給		与		費計	共済費	合計	備考
		給料	職員手当	地域手当	超過勤務手当				
補正後	13	56,442	41,639	98,081	19,919	118,000			
補正前	13	56,019	40,108	96,127	18,873	115,000			
比較		423	1,531	1,954	1,046	3,000			

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
補正後		1,942	1,721	5,923	2,220	15,204	9,752	4,209
補正前		2,363	1,935	6,009	2,220	14,834	9,714	2,273
比較		△ 421	△ 214	△ 86		370	38	1,936

職員手当の内訳	区分	住居手当	管理職員特別勤務手当	
			管理職	特別勤務
補正後		646	22	
補正前		746	14	
比較		△ 100	8	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	423	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	423	
職員手当	1,531	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	1,531	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	一般行政職
平成29年10月1日 現在	平均給料月額 (円)	336,415
	平均給与月額 (円)	467,947
	平均年齢 (歳)	42.8
平成29年1月1日 現在	平均給料月額 (円)	323,085
	平均給与月額 (円)	401,824
	平均年齢 (歳)	40.0

イ 初任給

区分	学歴	一般行政職(円)
平成29年1月1日	高校卒	150,500
	短大卒	161,700
	大学卒	184,800
国の制度	高校卒	146,100
	短大卒	155,800
	大学卒	178,200

ウ 級別職員数 (単位:人・%)

区分	一般行政職		
	級	職員数	構成比
平成29年 10月1日 現在	1		
	2	2	15.4
	3	3	23.1
	4	2	15.4
	5	3	23.1
	6	2	15.4
	7	1	7.6
	8		
	9		
	10		
	計	13	100.0

区分	一般行政職		
	級	職員数	構成比
平成29年 1月1日 現在	1		
	2	3	23.1
	3	2	15.4
	4	1	7.7
	5	4	30.7
	6	1	7.7
	7	2	15.4
	8		
	9		
	10		
	計	13	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

工昇給

職	区分		合計	職種
	数(A)	(人)		
職員	13	(人)	13	一般行政職
昇給に係る職員数	11	(人)	11	
正後	1号給	(人)		
	2号給	(人)	1	1
	3号給	(人)	1	1
	4号給	(人)	9	9
比率(B)/(A)	(%)		84.6	
職員	13	(人)	13	13
昇給に係る職員数	13	(人)	13	13
正前	1号給	(人)		
	2号給	(人)		
	3号給	(人)	2	2
	4号給	(人)	11	11
比率(B)/(A)	(%)		100.0	

才期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 等級による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	2.075	2.225	4.30	有	国と同じ
補正前	2.075	2.225	4.30	有	国と同じ
国の制度	2.075	2.225	4.30	有	

カ 地域手当

支給対象地域	5級地
支給率 (%)	10
支給対象職員数(人)	13
国の指定基準に基づく支給率(%)	10

キ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	異なる	配偶者の扶養手当額
住居手当	同じ	
	同じ	交通機関利用者 自動車利用者
通勤手当	異なる	2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,200円)、10km以上15km未満10,500円(国は7,100円)、15km以上20km未満12,500円(国は10,000円)、20km以上25km未満15,000円(国は12,900円)、25km以上30km未満17,500円(国は15,800円)、30km以上35km未満20,000円(国は18,700円)、35km以上40km未満22,500円(国は21,600円)、40km以上45km未満25,000円(国は24,400円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満26,200円、50km以上55km未満28,000円、55km以上60km未満29,800円、60km以上31,600円)

4. 介護保険特別会計  
 (1) 介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	6,392,718	4,650	6,397,368
6 繰入金	4,546,868	9,936	4,556,804
歳 入 合 計	29,424,289	14,586	29,438,875

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1 総務費	681,383	14,586	695,969	4,650		9,936
歳 出 合 計	29,424,289	14,586	29,438,875	4,650		9,936
				一般財源内訳	繰入金	9,936

2. 歳入

第2款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
3 介護保険事業費国庫補助金	1,500	4,650	6,150	1 介護保険事業費補助金	4,650	介護保険システム改修事業費補助金	
計	1,458,019	4,650	1,462,669				

介護保険特別会計

第1項 一般会計繰入金

第6款 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 その他一般会計繰入金 金	679,273	9,936	689,209	2 事務費繰入金	9,936	事務費繰入金	
計	4,344,109	9,936	4,354,045				

介護保険特別会計

3. 歳出  
第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	306,414	14,586	321,000	特定財源 (内訳) 国庫支出金 4,650 一般財源 9,936	13 委託料	14,586	介護保険事務経費
計	314,006	14,586	328,592	特定財源 4,650 一般財源 9,936			

介護保険特別会計

# 一般会計及び特別会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

会計款 性質区分	一般会計												特別会計			
	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費	商工費	観光費	土木費	消防費	教育費	災害復旧費	合計	国民健康保険	土地区画整理事業	介護保険
人件費	△ 2,335	60,649	△ 34,642	127,269	240	8,575	4,788	18,640	6,371	28,155	△ 53,710		164,000	△ 10,000		
扶助費			11,000								32,000		43,000			
維持補修費									95,300				95,300			
物件費		442	133,217								1,500		135,159			14,586
補助費等		13,000	4,791										17,791			
投資的経費				169,123		△ 3,700			△ 40,900	200	△ 2,300	393,000	515,423		3,000	
普通建設事業				169,123		△ 3,700			△ 40,900	200	△ 2,300		122,423		3,000	
単独				169,123		△ 3,700			△ 40,900	200	△ 2,300		122,423		3,000	
災害復旧事業												393,000	393,000			
補助												209,000	209,000			
単独												184,000	184,000			
繰入金			△ 64						3,000				2,936			
計	△ 2,335	74,091	114,302	296,392	240	4,875	4,788	18,640	63,771	28,355	△ 22,510	393,000	973,609	△ 10,000	3,000	14,586

# 物件費及び維持補修費の内訳表

附表1

(単位:千円)

節 会計及び款	役務費	細節	委託料	備品 購入費	維持 補修費	計
		通信 運搬費				
総務費	85	85	357			442
民生費			133,217			133,217
土木費					95,300	95,300
教育費				1,500		1,500
一般会計合計	85	85	133,574	1,500	95,300	230,459
介護保険			14,586			14,586

# 繰出金・その他経費の内訳表

附表2

(単位:千円)

節 会計及び款	児童手当	負担金 補助及び 交付金	償還金 利子及び 割引料	扶助費	繰出金	計
総務費	△ 6,400	197	13,000			6,797
民生費		4,791		11,000	△ 64	15,727
土木費					3,000	3,000
消防費		△ 10				△ 10
教育費		△ 3		32,000		31,997
一般会計合計	△ 6,400	4,975	13,000	43,000	2,936	57,511

投資的経費一覧表  
(単位:千円)

款	補単	事業名	予算額	財源				内訳			概要	説明
				国	県	地方債	その他	一般				
衛生費			169,123			87,800			81,323			
	単	保健衛生施設整備事業	167,723			87,800			79,923		新斎苑整備	
農林水産業費	単	清掃施設整備事業	1,400						1,400			
			△ 3,700						△ 3,700			
	単	土地基盤整備事業	△ 3,700						△ 3,700			
			△ 40,900						△ 40,900			
土木費	単	道路橋梁新設改良事業	△ 35,000						△ 35,000			
	単	河川堤防改修事業	1,900						1,900			
消防費	単	街路事業	△ 7,300						△ 7,300			
	単	公園事業	△ 100						△ 100			
	単	公営住宅整備事業	△ 400						△ 400			
			200						200			
教育費	単	消防施設整備事業	200						200			
			△ 2,300						△ 2,300			
教育費	単	小学校施設整備事業	△ 2,900						△ 2,900			
	単	中学校施設整備事業	600						600			

災害復旧費			393,000	139,403	87,300	142,200	23,768	329	
単	農林業用施設災害復旧事業	148,000		87,300	36,700	23,768	232		農地、農業用施設
補	土木施設災害復旧事業	166,000	86,710		79,200		90		道路
補	教育施設災害復旧事業	79,000	52,693		26,300		7		中学校
一	一般会計合計	515,423	139,403	87,300	230,000	23,768	34,952		
西大寺地区 画整理費		8,000					8,000		
西南地区 画整理費	西大寺地区 画整理事業	8,000					8,000		
J R 奈良 地区画整理費		△ 5,000					△ 5,000		
南地区 画整理費	J R 奈良地区 画整理事業	△ 5,000					△ 5,000		
特別	一般会計合計	3,000					3,000		
總	計	518,423	139,403	87,300	230,000	23,768	37,952		